

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年11月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年11月26日（水） 午前10時10分～午後3時12分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長 つる伸一郎	副委員長 筒井ようすけ
	委員 まつざわ和昌	委員 若林ひろき
	委員 のだて稔史	委員 高橋しんじ
	委員 横山由香理	

出席説明員	伊崎教育長	米田教育次長
	船木庶務課長	荒木学校施設担当課長
	石井学務課長	酒川指導課長
	丸谷教育総合支援センター長	唐澤教育施策推進担当課長
	佐藤子ども未来部長	上野子ども育成課長
	柴田子ども施策連携担当課長	吉野子ども家庭支援センター長
	染谷保育施設運営課長	原品川区児童相談所長
	長谷川児童相談課長	

○午前10時10分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、先ほどの本会議において追加の議案が付託され、昨日の委員会で確認しましたとおり、その他で所管質問が加わりましたことから、審査・調査予定表を改めております。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

1 議案審査

- (1) 第141号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 第142号議案 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 第143号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

はじめに(1)第141号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(2)第142号議案、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例、(3)第143号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案を議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○酒川指導課長

それでは、第141号議案、第142号議案、第143号議案について一括して説明をします。

本案は、令和7年10月14日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえ、学校教育職員、これは固有教員でございます、および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

その他の区の職員全体に関わる部分、また、勧告制度の仕組み等につきましては、総務委員会での審査になります。

改正内容としましては、まず1、月例給の改正についてのI、給料表の改正でございますが、まず(1)は、区固有教員に係るものでございます。こちらにつきましては、特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととし、公民較差分、給与月額1万3,580円、率にして3.24%の解消を図るため、若年層に重点を置きつつ、全級全号給の引上げ改定を行うものでございます。

次に、(2)幼稚園教育職員につきましても、特別区人事委員会勧告に基づき、公民較差分、給与月額1万4,860円、率にしまして3.80%の解消を図るため、若年層に重点を置きつつ、全級全号給の引上げ改定を行うものでございます。

続きまして、大きな項目の2、特別給の年間支給月数の改定でございます。こちらにつきましても、区固有教員および幼稚園教育職員に共通するものでございますが、特別区人事委員会勧告に基づき、特別給の年間支給月数を、現行の4.85月から4.90月に0.05月分、引き上げるものであります。

今回の引上げ分につきましては、民間の支給状況を勘案し、一般職員および管理職員とも、期末手当

および勤勉手当に均等に配分いたします。

2ページ目上段、（1）が一般職員、その下、（2）が管理職員のものとなります。

また、IIについて、令和7年度の特別給引上げ分につきましては、12月に支給することとなります。令和8年度からは、期末および勤勉手当の6月・12月期がそれぞれ均等になるように配分いたします。こちらにつきましても、（1）一般職員、（2）管理職員、それぞれお示しさせていただいております。

次に、主に学校教育職員を対象とする内容になりますが、教員の待遇改善を盛り込んだ法改正が行われたことを踏まえた改正がございます。

1点目に、3、教職調整額の引上げでございます。現行の4%から毎年1%ずつ段階的に引き上げまして、令和13年1月に10%にするというものであります。

2点目に、4、管理職に対する加算措置になります。教職調整額の支給がない管理職について、教職調整額の引上げ分に相当する額を給料月額に加算する措置を行います。

3点目に、5、義務教育等教員特別手当の見直しでございます。義務教育等教員特別手当の月額について、校務の種類を考慮する旨を定めるほか、学校教育職員については、学級担任を対象に月額3,000円を加算して支給いたします。

施行期日に関しては、給料表の改正は公布の日であり、令和7年4月1日から適用いたします。教職調整額の引上げ、管理職に対する加算措置および義務教育等教員特別手当の見直しは、令和8年1月1日の施行となります。特別給支給月数の改定は、令和7年度が公布の日であり、令和8年度が令和8年4月1日となります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、組合とは団体交渉を行ってきた中で妥結をしたのか伺いたいのと、あと義務教育等教員特別手当の見直しで、校務の種類を考慮したものにするというはどういうことなのか、どう変わるので伺います。

○酒川指導課長

まず妥結については、したものと捉えております。

それから、校務の種類についてでございますが、これは年々、高まる担任の負担への配慮と理解しております。

○のだて委員

組合とは妥結したということで、今回、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴う教職調整額、これが引上げになるということで、4%から10%、これはそれでもまだ足りないと私は思っておりますが、今回、段階的に引き上げていくということですけれども、そうした理由と、区としてはこの10%引上げで十分と考えているのか、伺います。

○酒川指導課長

段階的な引上げについては、予算の問題と捉えております。

また、10%で十分かという問題についてでございますが、これについては、待遇改善が図られたということで第一歩と考えておりますが、働き方改革につきましては、この教職調整額の引上げと併せて

進めていく、さらに処遇改善が図られていくよう努力していくものと考えております。

○のだて委員

区としても、さらに引き上げていくということで、ぜひ、やはりこの間ずっと残業代が支払われない中で来たところが、一定、第一歩というお話をしたけれども、前進をしたということで、さらに引き上げていく、そしてしっかりと残業代を支払っていくようにしていくことが必要だと思います。それが教員不足解消に向けても一歩となると思いますので、区としても取り組んでいっていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

給料表の改正で、毎回そうなのでしょうけれども、（1）と（2）のそれぞれ若年層に考慮したという表現がありますけれども、具体的にこの給与表でいうと、それがどう数字で見えるのか教えていただきたいと思います。

○酒川指導課長

なかなか給料表からどこが高まっているかを申し上げることは難しいのですけれども、一般企業の初任給等々が上がっている背景を踏まえ、教員不足を解消していく必要があるということで、若年層に厚みを持たせてございます。

○若林委員

では、この資料では分からぬけれども、厚みを持たせているというのは分からぬので、分かるようご説明いただけますか。

○酒川指導課長

説明になるかどうか分かりませんけれども、管理職以外の1級から4級、管理職が5級になるわけですけれども、それで職務の級として横軸がありまして、縦が勤務年数と業績評価によって号給が上がっていく、この伸び幅を若年層に厚みを持たせているということでございます。ですので、1級、2級の教員等は、今まで以上の給料が得られるという説明になります。

○若林委員

なかなか数字では、厚みというのはそういうことですか。ということは、ここでは学校教育職員と幼稚園教育職員でそれぞれ給与月額の較差分、逆に引上げ分が、それぞれ金額が少し違うわけですけれども、この数字よりも、それぞれ今のいわゆる若年層の号給とかが、例えば学校教育職員でいうと3.24%の引上げ、幼稚園教育職員でいうと3.8%の引上げよりも率とか金額がこの号給では厚くなっている理解でよろしいのでしょうか。

○酒川指導課長

その理解でよいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

では1点だけ、先ほどののだて委員の質疑の中で、残業代を支払うようにという質疑があったのですが、教員の場合は、残業代も含んだ、コストオフされた給与という形で今まであったと思うのですが、現在もそれでいいのか、そこを教えてください。

○酒川指導課長

現在もそのようになっております。

○つる委員長

要するに相当する金額が既にコストオフされていて支給されている前提、その上での働き方改革のありようは、それはそれでやりながらで、今回の改定は、また別途の観点だと思うのですけれども、そういうことでいいですか。

○酒川指導課長

教員の業務については、残業でなかなか測っていくことが難しいであろうということで、4%上乗せされた金額で働いてきた、これが現在の働き方に見合わない、また働き方改革を進めていく上でも改善が必要であろうということで、10%に段階的に引き上げて、4%は今現在続いているので、これを10%に毎年、引き上げていくということでございますが、これと併せて、働き方改革はやっていくというものですございます。

○つる委員長

改めて確認させていただきました。

ほかにございますか。よろしいですか。

○高橋（し）委員

管理職のことでお尋ねしたくて、教職調整額も管理職の先生方の金額が上がっていっているわけですけれども、副校長先生のなり手がなかなかとか、ということは校長先生もなのですけれども、そうすると、教職調整額が一般の方と同じ比率でいくというところに1つ課題があるのと、あと、先ほどの給料表になるのでしょうか、5級、6級のところ、もちろん一般の方よりも高くなっているのですけど、ただ、そういうたった管理職の方の激務に対応して、今回は別の論点から上がっていると思うのですけれども、関連して、やはり管理職の先生方の仕事に、一般的な先生も大変なのですけれども、管理職の先生方の本当に大変さは、この給料表の中で何とか反映することによって、責任ももちろんあるのですけれども、モチベーションだったり、仕事へのやりがいだったりとか、そういうのにつながっていくと思うのですが、簡単にこうしてくださいというのはなかなか難しいのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○酒川指導課長

管理職については、管理職手当ということで、当然ながら同じように支払われているのですけれども、やはり特に副校長業務が激務であるのは承知しております。

そういうたった中で、僅かながらこの教職調整額を支給することに併せて、このような配当があるわけでございますけれども、やはりモチベーションと、管理職の先生方の心身の健康を維持していくための方策については、これもまた働き方改革に帰ってしまいますけれども、働きかけを続けていくということを今はお答えさせていただきたいと思っております。

○高橋（し）委員

校長先生の副校長補佐とか、自分の仕事をすることによって、校長先生の仕事とか副校長先生の仕事、特に副校長先生の仕事は随分、削減されているのですけれども、それはそれで減る話はいいのですけれども、給与的にやはりもう少し、管理職の先生方は労働組合もなかなかありますので、そういうたった点で、上げますとともに答弁できるわけないですけれども、そういうたった面での待遇についても、特に区費の教員も管理職になられて、一生懸命やられている方がいらっしゃるので、そういうところ、都費の先生方とのあれで、なかなか差をつけるのは難しいのかもしれませんけれども、区ができる範囲については今後、業務量の削減はもちろんやっていただくのですけれども、待遇の改善をしていっていただけれ

ばかりがたいと思うのです。その辺り、いかがでしょうか。

○酒川指導課長

やはり都費の教員でございますので、区で対応はなかなか難しいところはございますが、やはり東京都に引き続きの処遇改善については働きかけを行っていくべきものかと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第141号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

都の職員との公平性、平等性に関わるというところで合わせていくべきだと思いますので、賛成いたします。

○高橋（し）委員

賛成します。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第141号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第142号議案、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。さらに上げていくことが必要だと思われます。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第142号議案、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第143号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第143号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 文化財の登録について

○つる委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)文化財の登録についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○船木庶務課長

それでは、私から文化財の登録についてご報告をいたします。庶務課資料をお願いいたします。

このたび、区内の文化施設である、十四世喜多六平太記念能楽堂、所在地、上大崎四丁目6番9号が、国の登録有形文化財（建造物）として登録される運びとなりましたので、ご報告いたします。

登録日は令和8年3月中を予定しており、これに際しまして、令和7年11月21日に文化庁の文化審議会において答申がなされております。

1の(3)概要および登録理由でございますが、本建物は、喜多流十四世宗家喜多六平太を記念した常設能楽堂であり、1973年、昭和48年に竣工いたしました。

建物の特徴としましては、地上2階、地下2階の鉄骨鉄筋コンクリート造で、外観は地上より持ち上げて軽快に見せる工夫がなされております。また、御影石張りの階段や、トラバーチン貼り、このトラバーチンというのは、石灰岩の一種で、天然石に見られる風合いや質感の表現を可能とするような、こうした建物の外壁等に使う資材のことを指します、こうした造りである壁面が、入り口からのアプローチを巧みに構成しており、内部は観客を中心に設計されている点が特徴的でございます。

本能楽堂は、近代的な材料を用いた鞘堂に、伝統的能舞台を内包した建築形式を持ち、造形の規範として貴重であるため、保存活用を図るべく登録されることとなりました。

これまで、区内の小中学生を対象とした体験講演などを実施しており、今回の登録を記念いたしまして、区民向けの記念鑑賞会も予定しております。

また、区と法人の間では、品川区の伝統文化の継承や文化芸術の振興に関し、令和2年12月に連携協定を結んでいる関係性もございますので、国の登録有形文化財として登録されることで、本施設の文化的価値が広く認識され、地域の文化振興に寄与することが期待されるところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○横山委員

今回、文化財の登録ということで、周知の話が、イベント等があるですとか、これから行っていくかと思うのですけれども、ぜひ広く周知をお願いしたいと思っておりまして、周知について教えていただけたらと思います。

また、イベントはどのような内容になるのかと、文化財の登録に当たって、区としての何か変更点ですかと、それから、3月なので、来年度から何か助成等の対象にこちらが入っていくのかですかと、その辺り、どのように変わっていくのかを確認させてください。

また、今後の保存活用の方向性について、何か現段階として分かっていることがあれば教えてください。

○船木庶務課長

まず周知の方法でございますが、今回の国の答申を受けて、既に区の戦略広報課からプレスリリースをしています。また、併せて、品川区のホームページ、それから教育委員会の公式SNSでも発信済みでございます。

年度内に予定している記念講演につきましても、これは一定程度、所管が文化観光戦略の所管にまたがりますけれども、この実施に際しては、様々な媒体を用いて周知を図り、この登録がしっかりとつながれたことを区民に関心を持っていただけるように努めたいと考えております。

それから変更点でございますが、こちらは国の登録制度になりますので、例えば何か修繕等に関しましても、国から修理費に係る、一定程度の設計管理に係る補助であるとか、相続税とか固定資産税に関して、一定の税制上の優遇措置がございます。国の登録制度でございますので、区としては、具体的な支援は予定しておりませんで、あくまでも国の登録というところでみなされていくと考えております。

したがいまして、区としては、こういった国に登録されたということを区民の方に知っていただくために、いろいろな働きかけを行うとともに、先ほど申し上げました連携協定、事業連携の関係性もございますので、引き続きこちらの文化施設と協働して、様々な文化への関心、やはり区としても重要な文化の拠点であると、このように考えておりますので、そのような形で進めていかなければと考えております。

○横山委員

今、ご答弁いただいたのですけれども、基本的には国の制度で、国が様々な制度を用意しているということなのですけれども、区としては、こういった連携協定であったりとか、あと文化観光戦略課と協働しながら、区民の方に関心を持っていただいたりとか、あと周知を行っていくというのが区の役割としてある理解でよろしいでしょうか。

今後の活用については、せっかくこうした国の文化財の登録ということがありますので、区民の方々、子どもたちの区に対する愛着の形成みたいなところにもつなげていける可能性などもあると思います。区として活用していく部分がもしありましたら、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、その辺りのお考えをお聞かせください。

○船木庶務課長

国の登録文化財という意味では、今回のこの喜多能楽堂を除いて、現時点で6件ほどございまして、この6件の中には、広く区民の方に公開されているものと、通常公開されていない施設もございます。今回につきましては、日頃から広く能楽のことで常設的な能楽の公演であったり、子どもたちを招いたりというところもございますので、こうしたところを、やはりより歴史的文化の価値も、今回登録された背景も含めまして、より興味を持つてもらえるような働きかけは、教育委員会と、それから文化観光戦略課とも連携を取りながら、周知も含めて進めてまいりたいと考えます。

○まつざわ委員

今の横山委員に関連してですけれども、結局、今、小学生を対象とした体験公演などもあるというお話をすけれども、例えばこれが文化財登録されたから、こういった小学生の体験学習にさらに力を入れていく考えがあるか、あと建築家の榛沢さん、有名な方が何か手がけた能楽堂、施設。そうすると、文化はそうですけれども、例えば建築系で、要は建築マニア、建築マニアと言っていいのか分からぬけ

れども、建築が好きな方のそういった観点、学生であるとか、能楽ではなくて建物もすばらしいという部分からのアプローチであるとか、目黒駅から近いので、ホテルと提携して、要は夜間でやるとか、インバウンドに対応した英語つきの舞台をやるとか、何かそういうのを区からどんどんアプローチしていくのも、すごくいい視点と思っているのですけれども、そこら辺、いかがでしょうか。

○船木庶務課長

このたびの国の登録という喜ばしいことを踏まえまして、いろいろな働きかけが考えられると思いますが、1つには、最近ですと、能楽体験を品川区のふるさと納税の返礼品に追加してございますし、今のご指摘のように、建造物という観点からも興味・関心を持っていただいて、そのことがひいては能に関心を持ってもらえるというような、そのような働きかけも効果的とは捉えますので、いろいろな視点からどのようにと、これは先様の法人ともよく協議・連携しながら、進めていければと考えます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

国の登録有形文化財ということなのですけれども、重要文化財とかだと、かなり利用したり、そこで見学したりするのに制限があって、すごく注意を払って利用しなければいけなくなるのですけれども、こちらは有形文化財ですから、小中学生が今までどおりに利用することがこの後も大丈夫であるか、貴重な建物の中で体験できることなのであれば、それが1つ。

それからもう1つは、これは文化観光戦略課との連携になると思うのですけれども、今、まつざわ委員からお話ありましたけれども、建物巡りのツアーみたいなものを文化観光戦略課でやっていますよね。いろいろな有名な建築家ですか、そういうのにももちろん加えて、そこは文化観光戦略課と連携してやっていただきたいのですけれども、その2点、お願いします。

○船木庶務課長

まず、今の委員のご指摘のとおり、国の指定の文化財になりますと、かなり制限も厳しくて、本当にそれこそいろいろな維持補修をするにしても、形状、外形容的なものもしっかりと文化庁長官の許可を得なければならないとか、かなり厳しい制限がありまして、そういった意味では、国の登録制度という部分はそこまでの制限が強くなく、比較的緩やかな、登録することで、広く全国的にも知っていただけるとか、国内のみならず、国内外問わず、こういった貴重な文化財や歴史的にゆかりのある施設があると知っていただけるような意味合いが大きいと思っておりますので、そういった意味では、もちろん通常どおり利用いただけるものと考えておりますので、そこら辺は問題ないと捉えております。

それから、文化財巡りもそうですけれども、いろいろなメニューへの追加については、どういう連携の取り方、興味関心を持っていただける方法があるかはしっかりと考えていきたいと思います。

○高橋（し）委員

現状どおり見学・体験ができるということで、安心しました。あとぜひ珍しい建物ツアー、今もやっていますけれども、数少ない文化財でありますので、活用してください。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 標準服購入費用保護者負担軽減事業について

○つる委員長

次に、(2)標準服購入費用保護者負担軽減事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、標準服購入費用保護者負担軽減事業について、ご説明いたします。

S i d e B o o k s の資料は、2-2をご覧ください。

事業概要につきましては、標準服の購入費用を公費負担とすることで、保護者負担の軽減を図るとともに、児童・生徒の円滑な学校生活を実現すること等を目的とし、保護者に対して電子クーポンを配布する方法により実施するものでございます。

対象となる標準服は、まずブレザー、ジャケットの上衣、そしてスラック、ススカートの下衣、こちらは夏服と冬服の両方になります。

対象者は、来年度に7年生となる中学生と、義務教育学校は、標準服の切替え期間となる5年生を対象といたします。

小学生につきましては、標準服の切替えが7年生でございますので、新7年生を対象といたします。

なお、事業開始初年度の経過措置として、義務教育学校は、新5年生から7年生を対象とすることといたしまして、今年度中に現4年生から6年生に電子クーポンを配布したいと考えております。

特別支援学校中学部に入学される方につきましては、電子クーポンではなく、別途、補助金交付による対応とさせていただきます。

事業の内容は、区ホームページに掲載させていただくとともに、12月1日号の広報紙でご案内させていただきます。

12月中旬には、各ご家庭へクーポンのQRコード等を示したご案内の通知を発送し、1月より販売店による注文受付を行います。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

電子クーポンを保護者の方に配布するということで、これはどういった形でやられるのか、あと地元の販売店の方がどう関わってくるのか、今までどおり、保護者の方は地元のところで買えるのかということなどを含めて、伺います。

○石井学務課長

電子クーポンですけれども、主にブラウザで、QRコードを読み取ると読めるようなメニューになり、各ショップごと、そしてあと各学校ごとに分岐するような形になっておりまして、パターンとして幾つかあるのですけれども、ブレザー、そしてスラックス夏、スラックス冬とか、ブレザー、スカート冬、スカート夏のような形でメニューがあって、それを選択していただいたものを販売店が読み取ることができるようなものになります。例えば通常の電子決済ですと、それで金額が出て決済になるのですけれども、その金額とかを表示するのではなくて、読み取るだけでそのまま決済が完了するという仕組みで進めております。

販売店ですけれども、各学校の指定の制服事業者、全部で6社あるのですけれども、それぞれ、これまで使っていたところで使うことが可能でございます。

○のだて委員

QRコードで配布をする。そうすると、販売店で読み取る機械がないといけないと思うのですけれども、そういうものは配備がしっかりできるのかどうか、販売店の負担などはあるのか伺います。

○石井学務課長

本クーポン事業を開始するに当たって、これまでクーポンの設計とかも含めて、各6社の販売店のご意見を伺いながら進めてまいりました。

12月3日に、改めてその画面のデモなどを用いた販売店向けの説明会を行うこととしております。

また、クーポン事業者においても適宜、販売店に対してフォローアップができるような形で今、進めているところでございます。

○のだて委員

地元の販売店が、これまでずっとやられてきたところもあると思いますので、そうしたところが今回の事業で排除されないように進めていただきたい。確認させていただきたいと思います。

○石井学務課長

お見込みのとおり、現在の標準服事業者に関しては、本事業の導入に伴って排除されるようなことはございません。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

極めてしっかりとお話をし、販売店には何かしっかりとアフターケアがあるから大丈夫だということは分かりました。

この事業をして、例えば今回使った後に、保護者からの振り返りというのは、ぜひやっていただきたい。QRコードが本当によかったです、悪かったですとか、そういう振り返りをしっかりとして、この事業の改善を図っていってほしいというのが1点。

あと、スケジュールの中で、12月の中旬に電子クーポン配布だと、そこから一斉に配信されるわけです。そうすると、いろいろ一気に注文が、わーっと行くようになっていく。クーポンにそもそも有効期限があるのか、エンドレスでできるのか、あと、私も親として考えると、制服は余裕を持って買いたい。そうすると、余裕を持った注文をするには、このクーポンの兼ね合があると、大体不安になりますよね。12月中旬なら、新年明けて、ばーっと親としても買わなければ、でも混んでいると不安だと思うので、例えば余裕を持った注文ができる、そういう最終期間は、これぐらいは大丈夫というような、そういう報告をしていただけるのか。

あと、クーポンで、先ほどQRコードをやると、そのままだという話なので、要は天井がない、金額、その何か縛りがあるのか教えてください。

○石井学務課長

まず、クーポンの有効期限ですけれども、通常の7年生に関しましては、3月31日までを期限としております。これはあくまでも予算事業ですので、予算の執行の観点から、取引が3月31日までに行われたということが必要なので、有効期限はそのように持たせていただきます。

なお、入学するタイミングまでに制服が届くことを考えますと、大体、通常、採寸会などは2月ぐら

いに行われることが多いのですけれども、注文の受付を1月からすることによって、1月から3月までの間、また当然、学校が決まるまで様々、受験ですとかそういった状況もあると思いますので、3月末まで使えるような形で、きちんとやっていきたいと思っております。

あとは保護者、当然、今回は試行的な事業でございまして、様々なフィードバックはあると思います。それを例えれば次年度以降にも生かしながら、いろいろと改善を図っていきたいと考えております。まだ電子クーポンという形で標準服の無償化をやっている自治体はないので、これをどのような形できちんと運用していくかは、これから改善が望まれると考えております。

あと金額ですけれども、各販売店舗ごとに、主に大体、メーカーの作製費用とかそういったものもあるので、それぞれ決まっております。今の段階で、最終的に各販売店がプレザーですとかスラックス、スカート、それぞれ値段が決まる段階で、その値段を区に届け出させていただきます。それをクーポンのシステムに登録することによって、実際の価格が区に請求が来るという形となっております。

ただ、もちろん物価高騰ですとか、標準服の値段はこれから上がってくるものでございます。きちんとその辺りについては事業者と連携を密に取りながらやっていきたいと考えております。

○まつざわ委員

そこまでしてくれるのは安心しました。

あとは、制服は絶対着なければいけないから、申請し忘れる事はないと思いますけれども、やはり無償化になると、お米なども注文はするけれども取りに行かない、そういう家庭が随分、増えているとお聞きもするので、取りこぼしは絶対ないとは思いますけれども、改めてこういったクーポンの周知をしっかりとさせていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私が聞き間違えているのかもしれないのですけれども、先ほど義務教育学校のお子さんに対しては、現4年生から6年生ですか、7年生と先ほど聞こえたような気がしたのですけれども、現4年生から6年生に電子クーポンを配布ということで、経過措置として考えているという理解でよろしいのか確認させてください。

また、先ほど受験等のお話もあったのですけれども、例えば4月とかに転入されてというような、そういうたまたまなケースであったりとか、電子クーポンの配布後に転入されて、品川区の対象のお子さんになったりというような、そういう場合にはどのように対応するのか、教えてください。

○石井学務課長

まず、義務教育学校につきましては、現在の4年生、5年生、6年生にそれぞれ配布いたします。新5年生、6年生、7年生に対象となるように配布をいたします。

あと4月以降ですけれども、転入者ですとか、あとは電子クーポン配布後の転入の扱いに関しては、基本的には認める方向で考えていきたいとは思いますけれども、転入する時期とか、あと転入する学年ですかそういった中では、例えば卒業まで残り少ないから前のをそのまま着るといった様々なケースがございます。そういうケースについては、各学校にいろいろご意見を伺いながら、取扱いを検討していきたいと考えております。

配布後の転入に関しては、もちろん入学前に制服を購入できるような形で、きちんと対応してまいりたいと考えております。

○つる委員長

ほかに。

○若林委員

11月14日に、ホームページで既にご案内が詳細にされていますが、それ以降、保護者、ご家庭等からのこれに対してのお問合せはどのような感じですか。

○石井学務課長

ホームページ掲載前に、無償化という報道をされていたけれどもどうなんですか、そのようなお問合せは結構いただいていたのですけれども、徐々に、あらかじめホームページ掲載前に、学校を通じて保護者に案内していたということもあったので、ホームページ掲載後については、何らかお問合せをいただいているということはございません。

○若林委員

学校現場で早めの周知、通知をされたということで、大変いい手を打たれたと思っております。

そういう中で少しだけ、特別支援学校中学部については補助金での対応という理由と、あえて言うと、その理由をきちんと説明したほうがいいと私はこの文面を見ていて思ったのです。何で通常学校のみんなは無料クーポンで、何で特別支援学校だけ補助金なのと。この文面を見て、私も、そうかなと思ったのですけれども、そこら辺についてのご見解を聞きたいのと、あとは、この標準服、6社で、販売店が何店舗、これは金額がこれから決まってくる、もう決まっているのか、について、私が電子クーポンで買う、または本事業で買うこのワンセットは幾らなのかと、それが無償になったというのを家庭が分かるようになっているのかという、その2つ。

○石井学務課長

まず、特別支援学校に通うお子さんなのですけれども、今回の標準服無償化事業以外に、例えば修学旅行ですとか、あと補助教材ですとか給食費、そういったことも併せて補助事業を実施しております。今回、特別支援学校に通われるお子さんにつきましては、その補助事業と全て合わせて、補助金の支給という形を取らせることによって、申請とかそういったことに対する負担を減らしたいと思っていることが一番の理由でございます。

また、金額につきましては、あえて明記しておりません。事業者によって金額も違いますし、あくまでも標準服という現物を給付する事業で、誰もが所得制限なく必要なものを手に入れるということを考えておりまので、金額の多寡ではなく、あくまでも標準服を支給、購入できるという形で設計をしてございます。

○若林委員

では、特別支援学校については、標準服のほかに学用品等々、これはでも通常の学校も、給食費も含めて同じにしていただいていると思うのですけれども、では逆に通常の学校も一緒にしたら、各家庭の負担の軽減ということであれば、クーポンではなくてという文脈にも聞こえたのですけれども、私の理解が違ったら教えてください。改めてそこら辺の説明をきちんと持ち、また、通常の学校のご家庭にも、特別支援の学校のご家庭にも等しくそれぞれの、もしそこにクーポンと補助事業という違いがあるのであれば、両方お互いに、そういうことで違うのだと分かるように、そこはシームレス、段差がないように、きちんとお互いに理解できる、いわゆる誰もが等しくの教育理念を、ぜひ具体化してほしいと思いました、というのが1つ。

値段は、これは分からなくていいですか。これは議論ですね。無償化によって、何か恩着せがましく

家庭に、お宅様の年間幾ら無償化にしましたと、そういう気持ちはさらさらないですけれども、やはりお金のことなので、区の立場から言えば財政のことになるので、やはり区の財政を使って、これだけのことを、家庭にということをあまり強調する意図はないのだけれども、区の財政を使って、みんなで出し合った税とかを、みんなで連帯の象徴として分け合っているのです、それが1つはこの標準服とかの見せ方というのは、すみません、これは教育委員会だけにあまり言うことではないかも知れませんけれども、値段をどう見せるかも、だから見せないという議論もあるし、だからこそ見せるべきという考え方もあるので、ここは議論なので、何かコメントがあれば、よろしくお願ひします。

○石井学務課長

例えば区立学校の補助教材ですか給食であれば、実際には全部、同じような形で、価格も統一して実施できるものがあるために、そういう現物給付は可能であると考えているのですけれども、例えば現状、補助教材ですか給食費というのは、区から各学校に補助金とか交付金というような形で支給をして、それで各学校が会計をしているというスキームになります。

そういう観点で言いますと、そこは区の中で統一することはできるのですけれども、特別支援学校に関しては、当然こういった無償化事業を品川区のようにやっているところもあれば、やっていないところもありますので、学校のご協力も必要であると考えております。そういう都合もありまして、今回は各利用者の方々に補助金を申請していただいた上で、その相当額を支給するという形を取らせていただきたいと考えております。

また、一人一人の無償化というものがどのような形で反映されているか、もちろん皆様から頂いた税金によって、ベーシックサービスは成立していると思います。決算ベースで、例えば各事業に幾らかかったか、総計で幾らかかって、それを生徒数で割り戻したら、1人当たりどれぐらい公的資金が出るかということは出ると思います。ただ、例えば個々の制服が幾ら、例えばあなたには幾らかかっているのですということに関しては、やはり議論が分かれると考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

まず1つは、学校はこの販売に関して関わらない、つまり業者さんに全てお任せするのかということが1つ。

その業者が、先ほど採寸の話も出ましたけれども、採寸、注文、受付、業者によって違うと思うのですが、そのスケジュールを学校経由で提示していただけると思うのです。そういうところは、1月から注文するということは、もう採寸もてしまっているところもあると思うのですけれども、先ほど2月の私立中学の入試等もあれば、その後に採寸という話が出てくると思うのですけれども、その辺の業者とのスケジュールが、児童にどう伝わっているかということが1つ。

それからもう1つは、業者に対して悪く言うつもりは全くないのですけれども、無償化になったということで、先ほど金額の話が出てきますけれども、諸物価値上がりの折みみたいな、今までの制服の値段より、無償化で、値上げ幅が納得いかないような部分が出てくる可能性がないように、区でしっかりと金額については、もちろん業者がやることですから、どこまで言及できるかあるかもしれませんけれども、今、金額の話が外に出ないとなると、余計にそこは出てくると思いますので、その辺りのチェックと、もちろん何十万円もする制服はあれだと思いますけれども、少し危惧するところもあるので、その点についてお願ひします。

○石井学務課長

学校を使って一斉に採寸会をやるようなところもあれば、個々の注文受付でやっているところもあります。そういうものについては、各学校を通じて、入学予定の方々に伝達をするというところでございます。

販売そのものについては、何か学校が関わっているということはございません。ただ、例えば制服の販売店を決めるときには、大体どの学校も2社ぐらいを、どこか1社に偏らないように選定をしていると伺っております。

こういった公費負担の補助事業が生じると、事業者としては値上げ圧力をかけやすいのですけれども、当初、今年度に入りまして、標準服の事業者といろいろ意見交換をする中で、もちろん区側の公費負担であるということは、あくまでも子どもたちの教育をきちんと担保するためにやっていることで、決して商売のためにやるということではないというお話を聞しましては、各事業者にも意見交換の際には申し述べさせていただいたところでございます。

古くからやっている制服事業者は、やはり我々も子どもたちの教育に一緒に関わっていくのだという思いを持ってやっているので、自分たちの都合でのそういった値上げ、そういうことは考えていないと。あくまでもこの物価を反映させた上で、価格を決めていきたいとおっしゃっておりました。

○高橋（し）委員

業者のスケジュールの点については、業者が児童、ご家庭に連絡するということですが、どうしても学校の場所を使って採寸したり、いつだったか、ちょうど行事的なところでうまく合うかなどがあるので、学校の協力も必要になってくるので、そこはうまくきちんと連携を取ってやっていただきたい。それからもう1つ、今お話をあったように、値上げ圧力などのことが、終わってみたらそういうことになっていたということがないように、ぜひチェック、よろしくお願ひします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

私からは、確認も含めて、電子クーポンを使ったこうした事業は、自治体で初めてということだったのですけれども、現金を直接渡すと、それ以外の用途に使ってしまうおそれなどあると思いますので、電子クーポンということで、そうしたことは解消されると思うのですけれども、改めて今回、電子クーポン制にした理由をお聞かせください。

○石井学務課長

やはりデジタル時代に即応した手法も一定程度、考えていかねばならないだろうという問題意識が初めにありました。例えば現金給付ですと、先ほども少し議論になりましたけれども、各販売会社や学校によって、標準服の値段が違います。そうなったときに、多くもらえる、少なくもらえる、そういう本来の目的とは違う課題も出てきてしまうということを考えた上で、現物給付をよりよくするために、例えば当初、紙クーポンも考えましたし、電子クーポンも考えました。ただ、例えば紙クーポンにすると、印刷コストがかかるですかそういったこともありますて、最終的に電子クーポンを採用するに至りました。

○筒井副委員長

そのコストの話ですけれども、紙だと高いということだと思うのですけれども、今回、電子クーポン導入に当たって、システム業者とかに依頼と思うのですけれども、その業者はどこなのか、かかる費用

はどのぐらいになるのでしょうか。

○石井学務課長

クーポンの事業者につきましては、TOPPANの会社に頼んでおります。

これに関しましては、電子クーポンのシステム構築費用のほかに、初めに各ご家庭にご案内を送る通知の発送費用等も全部含めて、1,000万円弱となっております。

○筒井副委員長

では、その1,000万円弱は、今回そのシステムが出来上がったら、大規模更新はなく、そのままずっと使えるということでしょうか。

○石井学務課長

今回、この事業者の採用に当たっては、システムの構築もそうなのですけれども、例えば何かあつたときに、販売店へのフォローワー一体制とか、あと先ほど言ったとおり、各ご家庭に当初、QRコードとかを書いた通知を発送するためには、いわゆるバックオフィス機能でそういう事務処理センターのようなものを設ける必要があります。その維持費用は各年度かかってくると考えております。

○つる委員長

幾つか確認します。改めての確認ですけれども、今回、先ほどほかの各委員からあつたのですが、給食の話もあつたり、教材の話もあつたりしたのですけれども、表記、表現として、無償化という形で、行政文書の中にある給食の無償化とか補助教材の無償化という発信の仕方と、標準服については保護者の負担軽減として、でも質疑等の中、答弁の中では無償化という表現を使われていて、いろいろ混在しているところもあるのですけれども、ここは先ほどのいろいろな性格の部分もあると思うのですけれども、その上で標準服は、今のご答弁の中でも現物支給、給付、いろいろあると思うのです。だけど今回、標準服のことについては、標準服の無償化という表現での外向けの発信ではなく、あくまでも負担軽減事業となったことについて改めて教えてください。

○石井学務課長

一般論として、各種施策としての無償化ということで、無償化という言葉を使っているところがございます。あと、いわゆる事業名として、負担軽減を実施する観点から、購入費用の負担軽減事業というようなことを用いています。

ただ、例えば幾つか、今回、上衣と下衣をいわゆる負担軽減のために支給するということでやっておりますが、例えばネクタイですとか、あとリボンとかワイシャツとかそういうのをまではなかなか対象に含めることができなかつたので、そういう意味で、負担は軽減させていきたいと。ただ、一番大きな負担である部分に関しては、実質的に無償化されたと考えてございます。

○つる委員長

そうすると、いわゆるフルパッケージで、各学校で、指定されるところの全てが、今ご答弁の中にあつた事例として挙がつたネクタイとかリボン等、こういったものが、いわゆるフルパッケージで負担軽減となつたならば、例えばそういう無償化というフェーズ、カテゴリーになるけれども、そこは入つていないので、あくまでもその中の一部の負担の軽減という色彩が強いということですね。

それは、でも逆に言うと、副教材も全部ではないところも学校によっては、学年によってはいろいろあるので、そこの言葉のチョイスは、なるほどと思いました。

あとは標準服、いろいろ議論がこの間あつたと思うのです。制服ではなくて標準服。そうすると、制服のある学校と、そうではないというところ、いろいろさんざんあつたと思うのです。中学段階だと、

八潮はあれで、標準服、ここが非常に難しいと。保護者負担で、ここはあくまでも中学校、小学校部分がないので、ここでまだ行けるのだろうというところはあるのですが、義務教育学校の前期課程の部分となってきたら、今度は制服のない1年生から6年生がいるとなると、標準服でしょう、負担軽減なのでしょうとなってくると、スカートやズボンだとか、Tシャツだ、トレーナーだと、こうなってくる。そのところの、先ほどの言葉の選び方ももちろんそうなのですが、それは要綱等に当然、記載されてあるわけですけれども、そのところが今後、先ほどご答弁の中にもあったベーシックサービスという観点で見るならば、子どもたちが学校に通うときに着用が適しているだろうというもので、いろいろやはり標準服が指定されるわけですね。

それは通常、学校の制服ではない1年生から6年生においても、それは学校の授業に適した格好ということで保護者がいろいろ考えて、工夫して着させて登校しているわけです。ここは、今後の展開になってきたときに、言葉の選びとか、理由、事由も含めてやっていく必要があると思いました。

あとは、各委員からありました、これは事業者の性善説に立った部分があるのだと思います。子どもたちの学校生活においての適した素材感ですとか、こういうのがあるのだと思います。いいものは上を見れば、この間の国会答弁ではないけれども、いいものはいいものであるだろうし、安く買えるものは、逆に安い理由があるのだと、これはいろいろあると思います。

その中の適した金額で、製造業者からはあると思うのですけれども、ここについては、耐久性とかの部分を、今後はある意味で公費で出していくということにするならば、その辺の考え方はどうなっていくのか、一方で、同時並行でこれまでずっと伝統的にやってきたところもあると思うのですが、制服の交換会とか制服のリユースとか、その辺を同時に力を入れていくとなると思うのです。

そういう公費でというところがどうしてもついてくると、そういう部分の話が、ボリュームが少し大きくなるとなったら、これは逆に言うと、素材感ですとか生地感だとか、この辺についての考え方ですとか、あとは還流、そういう流れもきちんと整理していく必要性も今度、現物支給、現物給付という言葉があったわけですから、この辺の活用も、今まで以上に工夫が、どこのベクトルの最初のスタートラインでというのもあると思います。教育委員会とか学校現場がやるのか、保護者なのかというのはあると思うのですが、ただ税金を使わせてもらっているということで見るならば、そこ辺の考え方は、今まで以上にいろいろな幅広な工夫が必要になってくると思います。

そこは別にご答弁は結構ですが、1個だけ、販売店で、今回のをきっかけかどうか分からぬですが、例えばいろいろ区とのやり取り、また全体で把握・網羅していくことの利便性もあるのかもしれませんけれども、今まで取り扱っていたけれども、積極的な理由で撤退したところとか、もうやらないというところはあるかもしれません、逆に選定されなかったとか、その辺はあるのか、教えてください。

○石井学務課長

標準服につきましては、もちろん例えば先ほどお話がございましたとおり、これを学校の中でどう教育活動として位置づけていくか、これはすごく重要であると思っております。無償化だから、標準服を入れればいいとかそういうことではなく、真に必要なものであるからこそ、無償化すること、まずそこを一番に考えていきたいと思っております。

標準服事業者、この事業に伴ってということではなくて、もともと1店舗だけ、ご高齢の、個人的にご事情を抱えている中で、そろそろ辞めたいというところが、もう何年か前からそのようなを考えていたところは1店廃業を、標準服の取扱いをやめられるというところはございましたけれども、これは無償化が原因ではないと聞いております。

いずれにしましても今後、例えばリユースの展開もそうなのですけれども、教育活動として、同じ標準服を着ることが大切であると。あとは、例えば物をきちんと大切に使うことに対する教育ですか、そういった教育活動との関連性が非常に大事になってくると考えております。

○つる委員長

ほかに。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和7年度感染症による臨時休業措置状況

(6)区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況

○つる委員長

次に、(3)令和7年度感染症による臨時休業措置状況および(6)区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況を、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

私からは、区立学校の令和7年度感染症による臨時休業措置状況について、ご報告いたします。

S i d e B o o k s の資料は、2-3をご覧ください。

インフルエンザにつきましては、報道等にもございますけれども、依然として流行しております、品川区においても学級閉鎖が発生している状況でございます。

本資料につきましては、9月から11月10日措置分として、インフルエンザにつきましては、延べ73校83学級で臨時休業となっており、新型コロナウイルス感染症につきましては、延べ1校1学級で臨時休業となっております。

インフルエンザによる学級閉鎖が増えている状況におきまして、流行期間前においては、学校におけるインフルエンザの予防および発生時の措置についての周知を行い、流行期に入ってからは、校長・園長連絡会等におきまして、改めて注意喚起および基本的な感染症対策について周知をしております。

なお、資料の作成の都合上、数字の計上につきましては11月10日分までとなっておりますが、この日以降においても、インフルエンザによる学級閉鎖は出ている状況でございます。また昨日、学校より報告がございましたけれども、昨日の午後より今週金曜日までの間、中学校1校において、インフルエンザによる学校閉鎖が発生したと報告を聞いてございます。

○染谷保育施設運営課長

私からは、区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況について、ご報告いたします。

資料は2-6をご覧ください。

こちらは、期間につきましては、先ほど学校と同様、9月1日から11月10日までの集計となってございます。

初めに、区立幼稚園ですが、インフルエンザ感染拡大防止のため学級閉鎖をした園が1園、延べ2クラスでした。新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖はありません。

次に、保育園ですが、インフルエンザ感染拡大防止のため、登園自粛をお願いした園が18園で、延

べ29クラスでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、新型コロナウイルスに関しては登園自粛をした園はございません。

区立保育園におきましては、1クラス内で3名以上発症した場合、保護者の皆様に可能な範囲で登園自粛をお願いしているところでございます。保育園は、就労支援等を目的とする児童福祉施設でございますので、原則として、クラス閉鎖は行っていないところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今、大変流行しているということで、何か対策は行っているのかどうかと、今後の見通し、子どもたちが元気に成長していただけたらと思うのですけれども、区の対応はどうなっているか伺います。

○石井学務課長

インフルエンザの対策につきましては、やはり基本的な感染症対策の徹底、換気、手洗い、うがい等、それをしっかりとやっていくことに尽きると考えております。

あと今後の見通しですけれども、過去3年間のトレンドを追いかけていますと、昨年度と今年度とは少し様相が違っております、昨年度は12月以降にかけて数が増えていったのですけれども、今年度は10月の半ばぐらいから少しづつ数が増えてきた。この傾向を見ていますと、2年前の状況と少し似ていると思っております。

動きとかを追っていますと、2年前の状況は、ここから少しづつ落ち着いてきて、また2月頃にはやり出すという過去の例がございましたので、引き続き各学校においては、基本的な感染症対策の徹底などについて呼びかけていきたいと考えております。

○染谷保育施設運営課長

区立幼稚園・保育園におきましても、基本的な手洗い・うがいといった励行はしっかりとやっているところと、それからあと月1回、保健だよりを発行している中で、今回は冬に流行する感染症で、インフルエンザについての対応について、手洗いをしっかりとやりましょうというのは当然ですけれども、それに加えて、あくまでもお勧めではありますけれども、予防接種を受けてはいかがでしょうかと、C o D M O Nという電子連絡帳で保護者の方に配信するなどして、感染症予防の対策をしています。

見通しにつきましては、先ほどの学校と、登園自粛の時期については、令和6年度、昨年度と比較して、やはりかなり早くなっています、同様に令和5年度の傾向と近い部分があるというようなところを、保育園の登園自粛のクラスの傾向についても同様のことが言えておりますので、今後、しっかりと予防を継続して実施していければと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況について

○つる委員長

次に、(4)令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、令和6年度品川区立学校における不登校・いじめの状況について、説明いたします。

資料は、Side Booksの2-4をご用意ください。

10月末に、文部科学省が令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を公表いたしました。本区においても、不登校やいじめの状況について学校に調査をしておりますので、取りまとめて報告をいたします。

まず、資料左側、不登校についてです。令和6年度の不登校児童数は397人、前年度比で16人の増、生徒数は415人、前年度比で3人の減、合計812人、前年度比で13人の増でございました。

資料上段の左側のグラフをご覧ください。過去10年間の推移ですが、平成30年度辺りから増加傾向にあり、特に不登校児童が急増していることが分かります。

右隣のグラフは、1,000人当たりの不登校児童・生徒数の推移を示しており、実線は品川区、点線は国の推移となっております。国の推移とほぼ重なっていますが、生徒については、国よりもやや多い傾向にあります。

続いて、学年別の不登校児童・生徒数についてです。中段のグラフをご覧ください。過去3年間との比較となっておりますが、前年度と比較して、1年生、7年生については、大きく減少しています。

また、令和5年度の7年生147人と、令和6年度の8年生150人を比較すると、同じ母集団では3人増とどまっていることが分かります。

同様に、令和5年度の8年生150人と、令和6年度の9年生146人を比較すると、やはり同じ母集団で4人の減となっていることが分かります。

グラフの右側には、不登校児童・生徒について把握した事実について、上位5項目を挙げておりますが、児童および生徒、どちらも上位3位までは、生活リズムの不調に関する相談、学校生活に対してやる気が出ない等の相談、不安・抑鬱の相談となっております。

資料下段に移りまして、学校内外の機関等で相談や指導等を受けているかどうかですが、不登校児童・生徒の8%は、担任等も含めて、定期的な相談・指導等を受けていないということが分かりました。令和5年度は7%でしたので、継続した課題となっております。

しかしながら、不登校巡回教員が配置されている中学校義務教育学校5校については、相談指導等を受けていない生徒はおらず、効果を上げています。

学校外の機関の1つであるマイスクールの通室者数は、表に記載のとおりで、令和6年度は児童29人、生徒59人、合計88人の通室がありました。不登校児童・生徒数、全体の10.8%に当たります。

令和6年度から、校内別室指導支援員の配置を全校で行っており、学校には登校できますが、教室に入れない児童・生徒の居場所づくりを行い、相談支援に当たっています。また、仮想空間を活用した居場所づくり・学習支援も行い、オンライン上であっても外部との接点を持てるような仕組みづくりを行っています。そして中学校義務教育学校15校には、不登校巡回教員を配置し、不登校生徒の支援等を行っております。

引き続き不登校支援を充実し、自立した児童・生徒を育成できるよう努めてまいります。

続いて、資料右側、いじめの状況についてです。

令和6年度のいじめの認知件数は、区立学校全体で974件、児童814件、生徒160件でした。前年度は391件でしたので、583件、149%の増加となっております。これは、令和5年度から法に基づいたいじめの認知について、度々学校に対して指導することに加え、令和6年度から実施しているいじめ防止研修の成果だと捉えております。

過去10年間の推移につきましては、資料上段の左のグラフをご参照ください。

続いて、資料上段の右のグラフ、区立学校の児童・生徒1,000人当たりの認知件数は、令和6年度は児童45.5件、生徒30.7件でした。国のデータは、児童101.9件、生徒42.6件で、大きく差が開いています。前年度よりは改善傾向にありますが、区立学校において、まだいじめを適切に認知し切れていない可能性があると推察しています。

資料の中段に参ります。学年別のいじめの認知件数です。左のグラフをご覧ください。全ての学年で前年度より増加していることが分かります。ただし、これまで課題となっていた、低学年のいじめの認知件数の少なさについては、大きく改善しました。今後も、各校に対して法に基づいたいじめの認知について、指導・助言を行ってまいります。

右のグラフは、いじめの解消状況についてです。児童・生徒ともに6から7割が解消しております。取組中となっている部分についてですが、3か月以上いじめの行為はやんでいても、容易に解消とせず、見守りを継続しているものも含んでおります。

グラフの下にその他の項目がありますが、見守りなど、継続的に取組中であったところ、卒業を迎えたケースなどが含まれております。

続いて、資料下段のいじめの態様別状況についてです。グラフをご覧いただくと分かるとおり、児童・生徒ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多い状況です。

最後に、いじめの重大事態の発生についてですが、令和6年度は5件、認定しました。うち2件は、1号の生命・心身・財産重大事態と、2号の不登校重大事態の併発という状況、残り3件は、2号不登校重大事態となっております。全国的にも、いじめの重大事態についての理解が進み、増加傾向にありますけれども、本区においても、法に基づいた適切な対応の表れと捉えております。

今年度は、昨年度に引き続き、いじめ予防プログラムを導入し、いじめ予防事業、教員研修、調査ツールをセットで行っております。継続的に教員の意識を変え、児童・生徒のいじめについての認識を変え、いじめの重大化を防ぐ取組を推進してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、すみません、聞き逃したところがあって、資料の左下のところで、相談・指導を受けていない児童・生徒が、義務教育学校では0人だったということで、その前段、何で0人だったのかを聞き逃してしまったので、もう一度伺いたいのと、あと全体としては8%の人が指導などを受けていないということで、今後、こうした子どもたちへの対応をどうされていくのか。実際、こうした子どもたちがどういう状況なのか。会ったりとかはできない状況なのか、そういったことも含めて伺いたいと思います。

併せて、マイスクール利用者は不登校の子どもたちの10.8%ということで、この受け止めを伺います。不登校のうちの約1割ですけれども、なかなか不登校の子どもたちは出てこられない子どももいるとは思うのですが、学びが多様化しているというところもあると思うので、言葉が適切か分かりませ

んけれども、受皿になり切れていないのかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、資料左側の下の相談・指導等を受けていないというのが8%、全体でおるわけですけれども、昨年度、不登校巡回教員を配置している中学校が5校ございまして、これらの学校においては、継続的な指導を受けられています。

それから、とはいえる8%の児童・生徒が継続的な指導を受けられていないという状況にございます。この継続的なという捉え方なのですけれども、おおむね1週間から2週間の間に1回以上、担任等の指導を受けたり、面談を行ったりできている状況ということなのですけれども、なかなか自宅から出てこられなかったり、家庭訪問をしても、保護者とは会えるけれども本人とはなかなか会えなかったりとか、そういう状況がございます。

また、少なくとも学期に1回は面談の機会を設けて、その次の学期をどうするか、もしくは進級した後どうするかという面談は行っておりますので、1年通して全く会えない状況にはなっていないということでございます。

今後の対応でございますけれども、こうした児童・生徒が一人でもいなくなることを本区では目指しております、校内別室指導の充実でありますとか、現在、メタバースの取組なども行っております。また、従前からあるマイスクール、こういったものも含めまして取り組んでいきたいと考えております。

今年度は、中学校義務教育学校15校に巡回指導教員が配置されておりますので、継続的な指導が受けられない生徒は限りなくゼロに近づいていくだろうという見込みでございます。

また、マイスクールの利用者が、不登校の約1割で、不登校児童・生徒の1つの居場所にはなっているわけですけれども、その子に合った指導・支援が必要になってきます。マイスクールが居場所として、本人が安心して来られるという場合もございますし、とはいえる、家からなかなか出られないケース、またはフリースクールやフリースペースなどの公的な機関や民間施設等を利用している児童・生徒もありますので、一人一人に合った支援先が今後、提供されることが望ましいと捉えております。

○のだて委員

マイスクールの受け止めは分かりました。そうですよね、いろいろな学びの選択肢があることが重要で、その子に合ったものを選択できることが重要と思いましたので、今後も様々、取組をしていっていただきたいと思います。

不登校巡回指導員の方が今、15校に配置されているということで、今後さらに増やしていくことは考えているのか伺いたいのと、今、校内別室指導もやっていると思うのですが、その効果と現状を伺います。

併せて、不登校数が1年生と7年生で大きく減少したと、資料にも書かれているのですけれども、理由をどのように分析されているのか伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、不登校の巡回指導教員についてですけれども、これは東京都の加配の事業となっておりまして、3人の教員が拠点校3校に配置されて、全体で15校を巡回しているような状況でございます。東京都の施策の1つでありますので、これが小学校への広がりの可能性があるならば、そうしたものには積極的に手を挙げていきたいと考えております。

また、校内別室指導の効果ですけれども、教室に上がれないけれども学校に入れるといった、不登校の一歩手前の子どもたちの居場所であったり、支援の場になっていることは間違いないと捉えておりま

して、こういった施策の1つが、不登校の急増を今回、防げた1つの理由になっていると捉えております。

また、不登校の児童・生徒、1年生と7年生が減少したということでございますけれども、やはり不登校になり切る前に、校内別室指導で救えるケースですとか、また、コロナ禍に急増したというような状況もありまして、それが現在、落ち着いたというところで、学校に通うといった意識、そういったものが子どもたちの意識の中で継続していることも、理由の1つにはなっていると捉えております。

○のだて委員

1年生、7年生では、コロナから増えてきたということですけれども、コロナ前からも、それなりに不登校はあったと思うので、引き続き対策を行って、根本的に通いたくなるような学校に変えていくことが必要だと思います。

校内別室指導では、今、支援になっているということで、1つよかつたと思うのですけれども、実際の指導員との関係、指導員の方の対応で結構、大きく左右されることになると思いますので、しっかりと指導員の方の研修なども行っていただきて、子どもたちがまたそこでハードルがないようにしていただきたいと思います。区の考えを伺います。

それと、いじめですけれども、1つ確認なのですが、いじめは解消したというところで、児童では63.4%、生徒では75.6%となっておりますが、このいじめが解消したという条件はどういうもののかを、まず確認させていただきたいのと、あと重大事態が昨年度は5件だったということで、その受け止めを伺います。その前の年はもう少し多かったのですか。その傾向も含めて伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、校内別室の指導員の研修でございますけれども、国や東京都が資料等を出しておりますので、そういったものの提供のほか、連携校でお互いの支援状況を確認し合えるような場づくりを今年度、試行的にやってみました。お互いどのような校内別室をつくっているのかという情報交換・意見交換ができたと捉えております。

また、いじめの解消の条件についてですけれども、2つ条件がございまして、1つは、3か月以上いじめの行為が止まっている、もう一点は、いじめの被害を受けた児童・生徒が苦痛を感じていないといった2つの条件がそろったところで、解消ということにしております。いずれの条件に当てはまっていても、継続的な支援・見守りが必要と学校が判断したときには、引き続き取組中ということで、そのカテゴリーに入れているという状況もございます。

それから、いじめの重大事態の受け止めでございますけれども、いじめの認知については積極的に行って、早期発見・早期対応、これを目指していくものと捉えております。一方で、重大化を防いでいかなければいけないという認識でございます。

令和6年度は5件の重大事態が起こってしまいましたが、法に基づいて適切に対応している表れではありますけれども、こうしたものが一件でも減らせるように、学校、家庭、地域が一丸となって取り組んでいくべきものと捉えております。

令和5年度のいじめの重大事態の件数ですけれども、14件の認定を行っておりましたので、令和6年度の5件というのは、若干減ったと捉えております。

○のだて委員

重大事態のところは、14件から5件で、数的には減っている。この間、重大事態、当初発覚してか

ら様々、取組をされてきた中で、早期の対応がされているとも思いますけれども、昨年度も5件あったので、引き続き対策を行っていただきたいと思います。

国の認知件数との比較を見ますと、1年生と3年生で大きな差があるということで、資料にも低学年での認知件数が少ないと書いてありますけれども、これはどのように分析されているのか、伺いたいと思います。

併せて、やはりこの不登校、いじめなどをなくしていくためにも、教育環境をよくしていくことが必要だと思いますけれども、教員の多忙化を解消していくですか、少人数学級を実現していく、また、子どもの権利条約など、しっかり子どもたちが理解し、他者を尊重できるようにしていくことが1つ大きく減らしていくことになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

資料右側の中段の、学年別の認知件数でございますけれども、令和5年度の状況ですと、5年生が最も認知件数が多いということで、令和5年度も、国は1・2・3年生が多い状況にありました。

令和6年度については、区のグラフですけれども、2年生で一番認知件数が多くなっているということで、ここは大きく改善できたものと捉えております。まだ1年生と3年生では、認知件数が国に比べても大分、開きがありますので、こうしたところは今、課題として取り組んでございます。

また、教育環境の改善でございますけれども、学校が子どもたちにとって安心で安全な場であることが大切だと考えております。各学校では、学校風土の改善に向けて、昨年度から研修等も行い、取り組んでいますけれども、引き続き、学校風土の改善を目指すことで、不登校やいじめについて、減らしていくと考えているところでございます。

併せて、子どもの権利ですとかも含めて、自分や他者を大切にできる、そういった取組も、市民科の授業の中を通して、教育活動全体で取り組んでいくことで働きかけを行っているところでございます。

○酒川指導課長

子どもと向き合う時間を増やすことが、一層の認知につながると捉えておりますので、教員の多忙化解消には今後も努めてまいりたいと思っております。

○のだて委員

最後の多忙化解消、そして子どもの権利条約など、教育環境をよくしていくことを一緒に取り組んでいただきたい、不登校・いじめ、なくなるのが一番ですけれども、できるだけ減らしていくということで取り組んでいただきたいと思います。

それで、2年生では認知件数が改善できたということですけれども、何か新たな取組をやったとか、どのようにして改善されたのか、伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

法律に照らしたときに、児童同士で何か行為があつて、行為を受けた側が心身に苦痛を感じたら、これはいじめであるというのが法の定義になっています。低学年ですと、うまく言葉で伝えられなくて手が出てしまうとか、そういったことは日常よくあることではございますけれども、こうしたものを一つ一つ取り上げて指導していくことが、1つその先の中学校年、高学年になったときのいじめの減少につながっていくと捉えておりまして、現在、学校の中でかなり積極的に認知をしている学校がございます。こうした取組を、ほかの学校にも周知していくことで、区全体を挙げて、小さいじめでもしっかり認知をして対応していくと、そういう全体での取組につなげていきたいと考えております。現在それに取り組んでいるところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

まず私からは、先ほどの議論でもあったのですけれども、オンラインの仮想空間ですとかメタバースについて、相談や指導等を受けていない不登校の児童・生徒が61人いらっしゃるかと思うのですけれども、例えばこうしたお子さんたちが、メタバースは使っているですか、その辺のクロスした分析がどのようになっているのか、もし分かれば教えてください。

また、1,000人当たりの不登校児童・生徒の推移の表で、令和6年の生徒数が、国との比較で少し多くなっているというお話があったのですけれども、この辺りの分析は、どうしてなのか、区としてどのように考えているのかというのを教えてください。

それと、先ほどもあったのですけれども、2年生ですが、やはりなかなか気持ちをうまく言葉に表すことができなかつたり、アンガーマネジメントだったりも、まだ2年生であると難しい部分があると思うのですけれども、好事例、学校で取組を頑張っていらっしゃるところがあるということだったのですけれども、具体的にどういうところを頑張っていて、例えば課題、うまく自分の気持ちの表現がなかなかできない状態にある児童に対して、どういった指導とかを行っているのか、教えてください。

私は国語教育の充実を、併せて2年生に重点的に行っていくことも、効果として発揮すると思っているのですけれども、国語の教科の充実については、学校でも個別の指導だけではなくて、何かそういった全体的な展開として考えていらっしゃるのかというのを教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、継続的な指導を受けられていない61人の児童・生徒についてですけれども、この中でメタバースに登録している児童・生徒がいるかどうか、クロスとしての分析はできておりません。しかしながら、登録はしているという児童・生徒も混じっているとは捉えております。

また、1,000人当たりの不登校児童・生徒数の中で、中学生について、生徒は国よりも1,000人当たり10人以上多い状況でございますけれども、これがなぜかという分析までは至っていないのですけれども、現在、これを減らせるような取組ということで、校内別室指導ですか、不登校巡回教員、こういった配置も併せて取り組んでございます。

また、いじめの認知についての好事例ですけれども、毎月、行っているいじめの調査、1人1台端末を用いた調査なのですけれども、そこで被害申告があったものについては、とにかく早期に児童に聞き取りを行って、認知をしていくことで、かなり認知件数を上げている学校が幾つかあります。その中には、低学年の児童も混ざっているので、この取組をほかの学校にも広めていきたいという考え方でございます。

また、児童そのものへの指導でいいますと、市民科の中にセカンドステップという教材、単元があります。この中で、相手の表情を見てどんな気持ちでいるのかというようなことを、1年生と2年生で学習するわけなのですけれども、そういったことも併せて行ってございます。

また、国語教育も低学年のうちからしっかり学んでいくことは、大変有用だと捉えておりますので、国語に限らずですけれども、様々な教育活動の中で、そういった指導ができると考えております。

また、そういった各教科における、いわゆる認知能力だけではなくて、非認知能力の育成にも力を入れていきたいということで、今年度から、限られた学年ではありますけれども、3年生、5年生、8年生では、非認知能力についての教材も導入して、指導に生かしている状況でございます。

○横山委員

ぜひ、タブレットで児童・生徒が申告したことに対して、早期に、すぐケアをして、聞き取りをしていただいている、お子さんに早期に取り組むのは広げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、非認知能力の育成は、今年度から始まったのでしょうか。3年生以降ということなので、2年生が今、少し数字が大きいというところがありますから、低学年に対して、非認知能力の育成もまた、幼児教育でも少しづつ段階的にやっているような幼稚園ですとか保育園とかもあると思うのですけれども、そうしたところも力を入れていくといいと思いますので、まずはこの3年生以降の結果を見ていたきながら、低学年、また就学前も含めて、接続、つながりなんていいうところも視野に入れながら進めただけたらいいと思っています。

あと、いじめの解消の状況の表で、すみません、解消しているもの、解消に向けて取組中とその他があるのですけれども、その他というのはどういった状況なのか分からなかったので、教えていただけたらと思います。

また、いじめの重大事態が一件でも減らせるように、ぜひお願ひしたいと思っているのですけれども、そうしたいじめの認知をして、それから重大事態というのは、徐々に起きていくって、この5件は発生しているのか、タイムラグといいますか、一つ一つの重大事態のいじめの内容によっても変わってくると思うのですけれども、いきなり重大事態に発展してしまうのか、その辺りの平均的な部分であったりとか、個別の状況であったりとか、現在、その5件がどういった状況であったのか教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、資料右側の中段の、いじめの解消状況の表の一番下のその他ですけれども、継続して取り組んでいく中で、卒業を迎ってしまうケースについては、その他に分類されます。場合によっては転校もあるのですけれども、そういうた取組から外れざるを得ないものがその他に入っています。

また、いじめの重大事態が起こるまでですけれども、いじめの認知を行って、この中で、2号、不登校になるケースが5件とも扱われているのですけれども、認知をして、その後、解消になる前に、不登校が継続してしまって、重大事態として認定せざるを得ないような状況もございますし、この中にはないのですけれども、例えば1号のみの場合で、暴力で相手をけがさせてしまったような場合は、いじめの認知とともに、重大事態として認定するようなケースも出てくると捉えております。ケース・バイ・ケースの対応になっています。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

1つだけ、マイスクールなのですけれども、88人がいわゆる登録されているのですけれども、幾つかのマイスクールでは1日に2人とか、数人ぐらいの通室になることもある。もちろん個別の事情はたくさんあるのですけれども、それでもマイスクールに来られる児童・生徒はいいという考え方もあるのですけれども、マイスクールの在り方、そういった意味で、マイスクールでは非常に一生懸命、指導していただいて、マイスクールに来ていただければすごく手厚くやられているのは存じ上げているのですけれども、そういったマイスクールにもなかなか来られないという現実、この登録された方々がほとんど満帆という状況ではないと思うのですけれど、そういった状況についてはどのようにお考えでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

令和6年度は、88人の登録があり、4つの教室に通っている状況でございました。その1年前の令和5年度については、西大井がまだございませんでしたので、3教室で103人の登録がありました。昨年度は校内別室ができたことで、これがかなり大きく影響、効果が出ていると捉えていまして、4教室で88人に収まったということで、通常、年末から年明けにかけて、新規の受入れがなかなか難しい状況が令和5年度まで続いていたのですけれども、昨年度は、やや余裕があるような状況でした。

こうしたところから、これまでマイスクールがある意味、唯一の受皿だったのが、校内にも居場所ができて、またフリースクールやそういったご家庭の意識も、あとは支援先も広がる中で、様々な選択肢が出てきたと捉えております。

とはいっても、マイスクールは公的機関の1つですので、学校に行けない、家からも出られない子が、何とか一歩、外に踏み出せる1つの居場所となれるようなマイスクールを目指していきたいと考えております。

○高橋（し）委員

まさに今、お話をあったように、公的な、ほぼ学校という形でしているわけで、そこに頑張って行くのも少しあれですけれども、何とか少し行ってみようかという感じでここに来る児童・生徒が増えていることが、非常にありがたいと思うのです。

そこで卒業していって次の進路に行くというのは、マイスクールで随分、高校にそのまま行く子たちもたくさんいるとお聞きしているので、ぜひ、幾つかある行き場所の中でも、より学校的なところで一生懸命やられているので、そこの充実を求めていくのですが、そこだけ最後にお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

やはりマイスクールは学校との連携が密にできるので、日々の通室の状況ですとか、そういったものを綿密に行っております。そういった特性もありますので、まず学校から案内できるのはマイスクールということで行っていますので、今後も、そういった学校とも連携を密にした教室であるように努めてまいります。

○高橋（し）委員

今、連携ということで、情報のやり取り、今日はこうでこうだったとか、来たとか、そういうのは非常に学校と密にやっていただいているとお聞きしているし、学校としても、安心してマイスクールに行ってもらっているというところがあるので、今お話をあったように、しっかりとそういった方向で頑張っていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

1点だけ。いじめの状況で、悪口が非常に多くて、SNS、パソコン、これの件数というのが少ないです。これはそれこそ今、教育委員会も学校も一生懸命、指導してくれている、そういうSNS指導のたまものであるのか、この数字はどう考えるのかというのが1点。

それと、また逆に反比例して、生活リズムの不調がよくある。私もこの話を聞くと、やはり夜にYouTubeを見てしまう、そして朝、起きられない、そこから行けなくなるというケースも何人か実際、いらっしゃる。そうすると、家庭的なものが強いですけれども、要はSNSであるとか、そういった指導がある一方で、そういった家庭的指導の部分がすごく強いと思うのです。でも、その部分で、やはり

不調になってしまう生徒もいらっしゃるという現状があって、そうすると、鬱、やる気がないというのは、専門的な支援も入れなければいけないと思っているのです。

そうすると、やはりスクールカウンセラーであったり、ソーシャルワーカーであったりというのは、人数が難しいのであれば、もっと時間を増やしていく、やはり初期段階に早くアプローチするのが、昨日の話ではないですけれども、初期に見つけていくのが非常に大事だと思うのですけれども、そこだけ教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

資料右側の一番下のいじめの態様別状況の中で、⑧のパソコンや携帯電話で誹謗中傷、嫌なことをされると、これが他に比べると少ないということではございますけれども、実際、被害に遭った児童・生徒はかなり大きな傷を負うというのも、SNSの特徴と考えております。

その使い方であるとか、家庭での使い方も含めて、学校では指導を継続して行っておりますけれども、今後ますますこの影響は大きく出るとも考えておりますので、家庭との連携を大切にしながら、少なくともこういったことで被害がないように、また、家庭でも正しく使えるようにと指導は続けていきたいと考えております。

また、家庭の中で生活リズムを崩してしまうようなお子さんも、一定程度おります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの関わり、現在、HEARTSに要望、相談があれば家庭支援も行っている段階です。早期に関わることが、やはり大切だという認識を我々も持っておりますので、支援体制についても今後の検討課題と捉えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

いじめについては、認知件数を増やして、重大化を防ぐ目標があって、非常に立てやすいと思うのですけれども、不登校の問題の最終的な目標は、学校にもう一回来ていただく、復帰していただくことなのか、その目標の立て方がなかなか難しいと思っているのですけれども、まず不登校の解消、その辺りはどういうにお考えなのか、教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

不登校児童・生徒、一人一人状況が異なってきますので、少なくともこの資料左側の一番下の円グラフの中の相談・指導等を受けていない児童・生徒をゼロにするというのは、1つ目標にしたいと考えております。

また、不登校の全体の数が812名で増えてはいるのですけれども、その中でも、登校できるようになった児童・生徒も一定数います。児童では132名、割合にすると33.2%、中学生、生徒では94名、割合では22.7%の生徒が学校に復帰、登校できるようになったということでございますので、今後は、不登校の数だけではなくて、復帰できた人数ですとか割合ですとか、こういったものもしっかりと調べて、分析していきたいと考えております。

○筒井副委員長

やはり教育委員会としては、学校に復帰していただきたいということで理解しました。

ただ、本当に学校に復帰するだけがいいのかとか、様々、議論が出ておりますので、その辺りも含めて、いろいろ今後、研究しなければいけないと思っております。

あと、原因については、生活リズムの不調だとか、あと不安・抑鬱など、ご病気の場合もあると思う

ので、原因はすごく様々あると思っているのですけれども、結構難しい対応だと感じておりますが、この生活リズムの不調だとか不安・抑鬱だとかの、こうした原因が上位を占めていることについてどうお考えなのか、また、その解消についてどうお考えなのか教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

不登校児童・生徒について把握した事実の中で、不安や抑鬱の相談が上位3位の中に入っているということで、子どもたちの不安の中には、そもそも大人数のところに入るのが不安だとか、様々な傾向がございます。そんな中で、学校が安心できる場づくりを目指していかなければならないというのが、我々の認識でございます。

そういう意味で、学校風土を上げていくことに現在、取り組んでおりまして、子どもたち同士、教員と子どもの関係性・絆づくりも深めていきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時15分休憩

○午後1時20分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

(5) 品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョン アクションプランについて

○つる委員長

次に、(5)品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョン アクションプランについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○唐澤教育施策推進担当課長

私からは、品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョン アクションプランについて、ご説明させていただきます。資料、Side Books 2-5をお開きください。

今年の3月に策定した品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョンの、こちらがアクションプランとなっております。1枚、鏡文を経て、冊子2ページの表紙から本体となっております。

まず、表紙をご覧ください。教育振興基本計画・品川区教育ビジョンにおいて示した学びの羅針盤の大航海のイメージから、for my own great voyage、私自身の大航海、こちらを副題として示しております。

こちらが目次になりますが、電子7ページをご確認ください。構成といたしましては、緒言、品川区版学びの羅針盤、第1章から第4章で構成しております。第1章は計画の基本的な考え方、第2章は施策の体系、第3章は教育施策の具体的な展開、第4章、用語解説となっております。

電子のページ、移動していただきまして、8ページをご覧ください。こちらが第1章となります。

第1章では、アクションプラン策定の趣旨、目的とともに重点施策について明記しております。重点施策につきましては、各重点施策の考え方および第3章において示した施策の中から主な関連する施策を示しております。

電子は11ページ、冊子のページですと、8ページに移動していただきてよろしいでしょうか。ここからが重点施策となっております。まず、ウェルビーイング教育の推進について、こちらは示しております。ここでは関連施策として、ウェルビーイング教育の考え方およびウェルビーイング指標について示しております。

隣のページ、電子12ページ、冊子9ページとなります。こちらは重点施策、レジリエンス育成の推進について示しております。こちらでは関連施策といたしまして、レジリエンスを育む教育、探究的な学習、発達支持的生徒指導について掲載しております。

次のページに移動しまして、電子13ページ、冊子10ページとなります。こちらは重点施策、ダイバーシティ&インクルージョンを実現する教育の推進として示しております。関連施策といたしましては、特別支援教育推進計画の策定、不登校支援の充実について掲載しております。

続いて隣のページ、電子14ページ、冊子11ページとなります。こちらは重点施策、個別最適で協働的な学びを実現する環境整備について示しており、関連施策としましては、教育DXの充実、働き方改革の推進を掲載しております。

ページを移動していただきまして、電子の16ページ、冊子の13ページをご覧ください。ここから第2章となっており、品川区教育振興基本計画、品川区教育ビジョンで示している柱、方針ごとに主な取組を体系的にひもづけた形となっております。

ページを移動していただきまして、電子22ページ、冊子は19ページとなります。ここからが第3章となります。現在、教育委員会で実施または実施予定の各施策をビジョンで示している柱、方針ごとに明記をしております。

1枚、ページをおめくりいただきてよろしいでしょうか。ここでは主な取組として、未来を切り拓く力をもつ児童・生徒の育成を示しております。この施策の現状や内容を明記するとともに、令和11年度の計画期間までの今後の予定を示しております。これ以降のページでは、同じように各施策につきましてこのような形で示しております。計画的に行動できるようにしていくとともに、各学校での教育活動や教育課程作成時の一助として活用できるような形で考えております。なお、各内容については、現時点において示せる内容の計画となっておりますが、今後、年度ごとに内容は確認しながら適宜、追記・修正していくことで進めていかねばと考えております。

最後に、電子の76ページまでご移動してもらってよろしいでしょうか。冊子は73ページとなります。ここからは第4章となり、これまで示した中の用語解説をこれ以降に示しているところでございます。冊子の構成については、以上となりますが、今後、本アクションプランにつきましては、ホームページへの掲載および各学校への電子データ配布を通して周知してまいる予定でございます。また、施策の検討や予算の動向等を踏まえ、適宜、追記・修正していく想定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、この間、教育改革プラン21ということでやってきたと思うのですけれども、そこからの変化、

変更点などがあるのか伺いたいのと、あと、冊子で8ページの重点施策で、ウェルビーイング教育と書かれておりますけれども、これが何なのか伺います。誰もがウェルビーイングな状態になることはいいことだと思うのですけれども、ウェルビーイング教育になるとどうなるのか、押しつけ的なものになってしまふという危惧もありまして、実際どんなことをやるのかを伺いたいと思います。

○唐澤教育施策推進担当課長

まず、これまでの教育からの変更点でございますが、冊子は2ページ、3ページ、電子でございますと5ページ、6ページの内容になりますが、これが教育振興基本計画でも示している学びの羅針盤でございます。基盤と土台については、これまでのルネサンスの内容などを引継ぎながら、踏襲しながら示してきている形になりますので、こちらに載っている地域とともにある学校づくりや3校種体制における学校教育の推進、9年間の一貫したカリキュラムはこちらの内容にも記載されていて、さらに進んでいる内容についてはそれを明記してございますので、踏襲した形で進めているという形となります。

また、ウェルビーイング教育につきましては、こちらは冊子が20、21ページ、電子でございますと、23、24ページになります。こちらは、まず今年度、重点校、特別推進校、推進校を指定して、学校においてウェルビーイング教育の推進に向けて取り組んでいただいているところであって、新たな教科や科目というわけではなくて、各教科の中で活かしていく形で進めておりますので、授業時数をオレンジする形とは異なっておりますので、子どもたちがウェルビーイングの意識向上、周囲との関わりなど、意識変容につながっていくように取り組んでいければというところでございます。

○のだて委員

これまでの教育改革プラン21は、基盤、土台だということでご説明いただきました。私たちはそうした中で様々な取組が今の品川区の教育が問題になっているということで提起してきましたので、ぜひ、そうしたところは転換をしていただきたいと思います。

ウェルビーイング教育は、各教科の中でやっていくということなのですけれども、具体的にはどういった形になるのか、少しイメージできないので、何か具体例があれば伺いたいのと、あと、先行で実施している学校もあると書いてあったと思うのですが、そうしたところがどんなことをしているのかをお聞きしたいと思います。冊子21ページを読むと、このウェルビーイングの考え方を理解、促進していくのがウェルビーイング教育と受け止めているのですが、その確認もさせていただければと思います。

○唐澤教育施策推進担当課長

まず、先ほど申し上げた冊子の2ページ、3ページのルネサンスの内容の流れの中で踏襲しているという話でございますが、今後も改善が必要なことは改善し、踏襲するものは踏襲、ブラッシュアップするものはブラッシュアップする形で進めていければと考えております。

ウェルビーイング教育につきましては、具体例は後ほどまたお答えさせていただきますが、今、お話をあったとおり、考え方として、まずは子どもたちに知ってもらう形で進めておるところでございます。

○丸谷教育総合支援センター長

ウェルビーイング教育の実際でございますけれども、現在、重点校として富士見台中学校、特別推進校として品川学園、伊藤小学校、大原小学校が取組を進めているところです。具体的には、まずはこのウェルビーイングとは何なのかという基本的な理解、それから、自分だけが幸せを感じるだけではなくて、日本ならではの他者との関わりや社会とのつながりといったものを意識して、自分だけではなくて、社会全体がより豊かになったり、幸せになったりするにはどうしたらいいか、学習を進めていく内容に

なってございます。市民科の中でウェルビーイングについて学ぶことがあれば、各教科の中で、例えば国語やそういったものの題材の中から、何か主人公の行動やそういったものを通してウェルビーイングについて考えてみるといったような取組も今後、進めていく考えでございます。

○のぞて 委員

分かったような、分からぬようなですが、でも分かりました。様々なところで、まずは考え方を理解してもらって、それぞれの教科で何かウェルビーイングを感じる、高めていくにはどうしたらいいかとやっていく、一応、取りあえず今、受け止めさせていただきました。

それで別ですが、様々その中で施策を行っていくというところで、冊子の25ページの教科担任制。これは小学校前期課程、5・6年生で可能な限り実施すると書かれておりますけれども、実際、今、何校でやられていて、どのような形でやられているのか、教科担任制ですから担任の先生が担当ではない教科のときには教室からいなくなってしまって、ほかの教科の人が授業をやりに来るということです。それをどうやられているか伺います。

○酒川指導課長

現在は、東京都の加配の教員、プラスワンの教員という配置を受けて行っている学校が2校あり、この加配については、来年度は5校で、ここは東京都に学校の中でどのようにこの加配を使って教科担任制を行っていくかのプランを提示しながら行うものでございます。そのほかにも学校の特色を活かしてとか、教員の能力を活かすとか、学級経営の能力に課題がある学級がある場合等も踏まえて、学年の中で、例えば国語を専門にやる教員、社会科を専門にやる教員、体育を専門にやる教員というように教科を分担して実施している学校もある状況でございます。

○のぞて 委員

教科担任制が5・6年生から、通常、中学校からだと思うのですけれども、品川区では早めに実施されているところが、今、2校あって、これから5校になっていくというところで、教育関係に携わっている方から指摘を受けまして、やはりまだ小学生の年齢で、担任の先生が教室からいなくなってしまう、同じ人がずっとそばにいないという中で、子どもたちが不安になるというご指摘をいただきまして、その子どもたちを不安定にさせているようなことはないのか、危惧をしているわけなので、そこを伺いたいと思います。

ほかに実施しているところと実施していないところの違い、理由を伺います。

○酒川指導課長

子どもの不安ということでございますが、1人の担任とより濃密な関係で過ごしたい子どももいる一方で、1人の教員との関係に苦しみを感じる子どももいる中で、実施している学校からは、よりたくさんの教員が、一人一人の子どもを見るができるようになったとか、子どもが困ったときに相談できる相手、相談先が増えたといった声も聞こえているところです。子どもが教科担任制になって強い不安を感じているというような訴えは今のところ教育委員会にはございませんけれども、いずれにしても、関わる教員全員が密に情報共有して、時にはそういった不安を感じる子どもには個別のケアを行うなどして、より円滑に実施しているところでございます。

○のぞて 委員

しているところとしているところの。

○酒川指導課長

すみません。しているところとしているところでございますが、やはり教科の専門性が高い教員が

いるので、効果が見込めるということでやっているところもありますし、多少ですけれども、学級の子どもたちが落ち着かないという中で、より多くの大人で関わっていこう、チームを組んで子どもたちに関わっていこうという目的でやっているところもありますし、または働き方改革の推進の観点から実施しているところもありますし、もう1つは一つ一つの教科を請け負うものが減りますので、そういった教科の指導がより深いものになっていくといった目的で実施している、様々な観点からしている学校があり、また状況ですとか、学校事情でしていない学校もあるといった状況でございます。

○のだて委員

様々な事情、理由があつて、実施したり、しなかつたりというご説明をいただきました、一定、そうした子どもたちを不安定にさせているのではないかという声もありましたので、そこは品川区ではそういったことのないようにしていただきたいと思いますし、私としても、引き続き、その点を少し研究させていただきたいと思います。

続いて、同じページの習熟度別指導なのですけれども、これ自体はどの学年から実施をされているのか、教育委員会の考えとしては、早めにやつたほうがいいと考えているのか、伺いたいと思います。

その次に冊子でいうと26ページの学力定着度調査、学力テストなのですけれども、今回、区が実施している学力テストでは、スケジュールのところで、令和9年度実施について検討と書いてあるのですけれども、これはどういったことを検討するのか伺います。

○酒川指導課長

習熟度別指導につきましては、開始の時期でございますけれども、学校にもよりますが、3年生から実施し始める学校、それから5年生から実施し始める学校があり、主に算数、理科などで行っておるものでございます。

それから、学力定着度調査でございますけれども、現在、様々な調査を学校に実施、依頼している中で、一度、教育委員会が実施している調査を俯瞰してみて、精査する必要もあるだろうという中で、この学力定着度調査についても実施の是非も含めて検討するものでございます。

○のだて委員

学力テストについては、区が実施しているものは精査する必要があると考えたということですけれども、そういう考えに至った経緯を伺えればと思います。習熟度別指導は、私はかねてから言っておりましますけれども、できる子、できない子で分けられてしまって、できない子がよりストレスを感じる、自己肯定感が弱まってしまう問題があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○つる委員長

のだて委員、もう少し簡潔に質問してください。ほかの委員の質問もありますし、いいですか。

○酒川指導課長

習熟度別指導における、よく次々進んでいくコースの子と、じっくりやる子のコースに分かれたときに、じっくりやる子どもたちの自己肯定感が下がってしまうのではないかというお話を思いますけれども、多くの学校では、このコースを自分で選択させていますので、自ら選ぶことを通して、そういったストレスですとか自己肯定感の低減の解消に努めてございます。

それから、学力定着度調査の検討経緯でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、様々な調査がある中の1つとして、長いこの間に実施してきた中で、一定の成果が得られ、目的を達成したというところで、学校の負担軽減も含めて、そのようなことを今、検討している段階でございます。

○のだて委員

学力テストは、こちらも点数を追い求めることで、子どもたちの自己肯定感を下げてしまったり、子どもたち同士の対立も生まれたりということで中止を求めてきましたので、ぜひ中止していただきたいと、求めておきたいと思います。

冊子の51ページで、不登校支援ということで、ここに新たに学びの多様化学校の設置と記載があるのですけれども、これはどういうものなのか伺います。

52ページの特別支援教育の充実では、特別支援教育推進計画をつくっていくということで、今後、検討していくと思うのですけれども、どういった内容をお伝えしようと今のところ考えていらっしゃるのか伺います。私にも相談が来て、下のところとも関わってきますが、なかなか特別支援学級、言葉の教室とか、そうしたところがすぐに使えないですか寄せられておりますので、ぜひここは予算も含めて充実をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、51ページの表にございます学びの多様化学校についてでございますけれども、不登校施策の1つになります。以前、不登校特例校と呼ばれていた学校になります。不登校状態にある子どもを受け入れるための新たな学校で、他自治体、全国的にも現在、設置が進んでおりまして、本区においてもそういったものも、他自治体等も注視しつつ、設置に向けた検討を進めていこうという考え方でございます。

特徴としては、柔軟なカリキュラムを組むことができるようになったりですとか、不登校状態にある児童・生徒の1つの学びの場として提供できたりといった学校となっております。

○唐澤教育施策推進担当課長

特別支援教育の推進計画につきましては、現在も様々なお子様、ニーズ等ございますので、環境整備、必要な支援は現在も実施しておりますが、長期的な視点の中でそれをどう考えていくのか、検討していく形となります。

また、申請につきましては、各申請の仕方がありますので、ぜひ各学校にも確認いただいて、適宜適切な支援につなげるようにしていただければと思っております。

○のだて委員

最後に特例校、学びの多様化学校の設置については、もう1つ不登校の子どもたちの選択ができると、新たな選択肢ができると思いますので、いいことだと、進めていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

まず、冊子の68ページです。夜間等の電話対応委託を令和2年から教職員の働き方改革の一環としてやっているという話ですけれども、これは全区立小・中、義務教育学校で対応してるとあります、これは本当にやっているのか。言い方はごめんなさい。例えばうちも6時過ぎに先生が電話をくれて、対応が随分、夜間でも実際やっていらっしゃるわけです。そこら辺の現状を教えてください。

○酒川指導課長

状況によるとは思いますが、全校で実施しているものでございますけれども、子どもの安全に関わる内容ですか、緊急を要する場合にはそれによらない場合もあるとは考えております。

○まつざわ委員

ということは、基本は時間外になるともう委託で、電話はもう基本は受けないということです。

○酒川指導課長

おっしゃるとおりでございます。

○まつざわ委員

冊子のページだと 11 になります。個別最適な中で、要は品川区は授業の改善を図る中で、学びの差が開いている。それで、教師によるマネジメントが難しくなっている現状がある。その上で、この教育ダッシュボードを構築要件として、学びの充実を図るというのですけれども、例えばこの教育ダッシュボードがそもそも何なのか、教育ダッシュボードをやると、具体的に教師のマネジメントはどう軽減されるのか教えてください。

○唐澤教育施策推進担当課長

冊子の 75 ページの用語解説に書かれているものをまず確認しますと、様々な教育データを集約・可視化し、分かりやすく簡便に把握するためのツールと書かせていただいております。実際には、今後、検討していく形にはなるのですけれども、例えば児童・生徒の氏名や性別、出欠状況、またはこれまでの支援とかアセスメントなどが一覧で分かることによって、校内委員会や今後の支援に係るそうした委員会の資料準備ですとか、委員会の開催のスムーズさといったものは 1 つ、働き方として改善できるところがあると思います。ただ、いずれにしましても、今後、また検討していくようになりますので、まずはそうした可視化することによって、子どもたちの情報を分かりやすくしていくという形で捉えていただけたらと思います。

○まつざわ委員

可視化することは確かにすごくすばらしいと思うので、それでしたら、例えば現場の先生がどう思っているかとか、そういう意見もしっかりと可視化させて、またそれが振り返りになるように、計画にぜひ入れていただきたいと思います。

あとは、最後に、先ほど出た特別支援教育ですけれども、会派でずっと特別支援の教育をやっていきましょうという話があって、ようやく令和 9 年に計画が策定されると書かれています。例えばこれももう少し会派としても言い続けて、先ほどの答弁だと、おっしゃるとおり、時間をかけてというのは分かるのですが、大分、時間もかけてやってきているのですから、令和 9 年と言わず、ある程度、これをいわばやると、策定をすると決めたわけですから、時期を例えれば短縮するといった検討をして、支援員の充実や整備をさらに進めていこうという意気込みも必要だと思うのですけれども、最後にそこだけ。

○唐澤教育施策推進担当課長

今回、ここで載せているものは、現時点の計画という形で載せていますが、策定に当たっては教職員の方から意見を聞くなどは、現在、実施している市民科と同様に必要と思っております。計画につきましては、ご意見として承らせていただいて、現在はこのアクションプランを基に今後、教育委員会としては動いていくような形でご理解いただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私からは冊子の 12 ページのアクションプランの進行管理をお伺いしたいのですけれども、こちらの見直しなのですが、毎年度の見直しに応じて、加筆・修正していくことですが、具体的にどういった形で見直されていくのかと、子どもたちの意見はこういった見直しにどのように反映されていくのかを、アンケートというところは書いてあるのですけれども、詳細を教えてください。

○唐澤教育施策推進担当課長

現時点での毎年度の見直しというところは、今後、予算であったりだとか、今後の教育環境の動向であったりなども踏まえながら、適宜、実行するアクションプランについては見直しをして、数を修正していくという形で捉えています。

子どもの意見集約につきましては、この大元の教育ビジョンにつきまして、5年間の計画という形で子どもから意見集約しておりますので、また、新たに令和11年が終わったところで、そうした検討に入っていくものと考えております。

○横山委員

子どもたちの意見をぜひ聞いていただきて、全体で集約していただいていると思うのですけれども、やはりP D C Aを回していく中では、もう少しやり方は見直していく必要があると思いますので、大きなところは、今、おっしゃったとおりと思うのですけれども、細かいやり方とか、P D C Aを回していくことに対しては、やはりやってみて、そこでいろいろご意見等も出てくると思いますので、しっかりと捉えて反映させていただきたいと私は思っております。

冊子の47ページの保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの実施で、令和8年にC B T化予定とあるのですが、こちらの例えば理科とか、教科の分析でC B T化は少し前の文教委員会でも出てきたと思うのですけれども、そういったご意見に対するアンケートのC B T化によるメリットとデメリットについて、どのようなものがあるのか教えてください。

○酒川指導課長

おっしゃるとおり、メリットとデメリットはあると思います。デジタル化したときに大きなデメリットになるのは回収率等があるかと。ただし、デジタル化することによって、より精緻な結果の分析ができるといったこともあると思いますので、専門部署等とも連携しまして、より効果的なデジタル化を図っていきたいと思います。

○横山委員

デジタル化によって、いろいろな分析の方法もあると思いますので、そうしたメリットを最大化していただきて、また、回収率の部分は検討していただきて、なるべく下がらないような工夫をお願いしたいと思います。

また、個別意見に関して、低学年の子どもだと、なかなかデジタルに慣れている子ども、そうではない子ども等もいらっしゃると思いますので、その辺りもうまくケアしていただきたいと思っております。しっかりと意見が反映されて、しっかりと届くように全体として考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

51ページの不登校支援で、先ほどもあったのですけれども、学びの多様化学校の開設ということで、こちらが令和8年に開設検討、令和9年に実施計画の策定で、令和10年に分教室型の設置になっているのですが、まだこれから様々、計画が具体的なところに入っていくと思うのですが、こちら、分教室型を検討された理由と、あとどういった形で、まずどこか特定の学校にそういった分教室型をつくっていくのか、その流れが少しよく分からなかったので、教えていただけたらと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

学びの多様化学校の計画ですけれども、具体的にはこれから進めていくところですが、学びの多様化学校には、いわゆる学校としての本校型となかなか施設がない場合の分校型、それから今回、提示している分教室型がございます。品川区内の学校、敷地を見ても、なかなか本校型を建てるのは難しいのが

現状だと思います。分教室型は、割とハードルが低く、東京都内でも複数の自治体がこの分教室型を進めているということもございまして、まずは分教室型を目指そうという考えに至ったものでございます。また、施設等につきましては、現存の区施設を様々検討いたしまして、決めていきたいという考え方でございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

幾つか。1つ目はPTAの支援とあったのですが、PTAの在り方も様々いろいろな議論があるのですけれども、現状でPTAという組織がもし分かれれば、もうやめましょうとなった学校がどれぐらいあるかお分かりですか。また、別にあるのですけれども、任意参加となったというように、要するに在り方が随分変わってきたと思うのですが、その辺、把握している校数とかもしあれば。

次がタブレットの話で、更新の時期だと思うのですけれども、更新して、どういう課題があったから、どういう点を改善するために更新していくのか。これは東京都がやるわけすけれども、その点をお願いします。

それから、次にこれはいいことだと思ったのは、冊子の60ページの固有教員の採用のところで、1人当たり4万5,000円の書籍代を支給していると出ていたのですが、これは非常にすばらしいことで、先生方が自分で授業や教育活動に関係あるものを買う書籍代を支給するということは、もうすばらしいことなので、ぜひ引き続きお願いしたいです。これは質問ではないです。

次に改築なのですけれども、これは決算特別委員会や一般質問でもいろいろ議論が出ていましたが、冊子の69ページの表を見ると、現状ある学校の計画が出ているだけで、令和8年度は敷地の測量とか、それに伴うものがありますけれども、今後、この表に出てるだけでなく、様々な課題に関して、どのような感じで、大まかでも結構なのですが、この表の学校だけだとすると、まだ改築が必要なところがあるので、その点についてどうお考えになっているか。

もう1つは、冊子の61ページのいろいろなサポート体制。これは東京都がかなりいろいろなことをやっていただいているのでありがたいのですが、それを品川区で手を挙げてやっているのですけれども、区費で上乗せ、あるいは固有教員以外に区の独自の仕組みとしてはどういうものがあって、さらに今後、区として様々、都ではやってないけれども、区でこういうのをやろうというのがあればお願ひします。

○船木庶務課長

私からPTAに関するところでございますけれども、PTAという組織形態ではなく、いわゆる協力いただける方がボランティア、会長とか副会長を置かずに、全ての方が役員という位置づけで、協力できる方が協力する中でという体系をとっているのが1校あると理解しております。また、もう1校、PTAという名前ではなく、名称を別の名称に変えて活動されているところがありまして、いずれにしましても、活動の趣旨が既存の各校のPTAと変わらないものであればPTAと学校支援団体というように我々も捉えまして、同等の必要な支援であるとか、しっかりととした情報の提供であるとか、連携を図ってございます。

○石井学務課長

私からは、1人1台端末の更新についてお答えいたします。令和2年度の3月から1人1台端末の普及を図ってきました。国におけるGIGAスクール構想の第1期ということで、まず、1人1台端末として、iPadを導入したところでございます。第2期につきましては、また同じような形でiPad、

タイプについては、今はもう日々、端末が更新されているので、それは上がってくるところがあります。我々、支給した側よりも、思ったより生徒は1人1台端末を使いこなしている状況でありますけれども、今度はやはりそれを使って、まずは普及をすることが第1期の課題ではありましたけれども、どのような形で授業改善に活かしていくか、学びの質をどうやって上げていくかについては、引き続き、第2期以降の課題となっているところでございます。

○酒川指導課長

学校職員等の配置の部分についてでございますけれども、まず、東京都の補助を受けながらやっているのが副校長補佐、それからスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントでございます。このうち、スクール・サポート・スタッフとエデュケーション・アシスタントについては、区の持ち出しで、他区よりも比較して、多く配置しております。特に大規模校などに配慮しています。また、区独自としまして、そこにはあります指導助手それから区費の講師といった配置も行っております。また、地域連携を進める上では、学校地域コーディネーター、部活動アシスタントコーディネーターを配置しまして、教員の負担軽減につなげているところでございます。

○米田教育次長

学校改築の担当課長がおりませんので、私からお答えをさせていただきます。こちらにありますように、既に着手に至っているものについては、これまで改革も具体的に示していますので、この辺のところは計画に入れていいけるのですけれども、これから先のことについては、区全体の中でやはり様々、教育は教育としての思いを乗せ、そしてそれは全体の予算の策定の中で反映されてくることだと思いますので、未改築の学校について、継続的に改築を行っていく姿勢は変わらないのですけれども、そのスピードについては、次年度の予算ですか、また、そういうところでの協議を経てということになりますので、この場で具体的にそれ以上のことを申し上げられる状況にありませんので、ご理解いただければと思います。

○高橋（し）委員

P T Aに関しては、今、課長がおっしゃったように、学校としっかりと連携して、共に学校の運営と、あとフォローをやって、思いのある保護者の方はたくさんいらっしゃいますので、その方々が学校と協力できるような体制をぜひお願いします。

タブレットについては、もう普及したので、今度、活用をどうやっていくか、学校も含め、教育委員会も含め、進めていくと確認しました。

それから、都による体制整備で、区が上乗せしていることがしっかりとやられているということは非常に頼もしいことで、区の教育の姿勢がそこに出ているので、すばらしいと思います。あと、区独自にもこういった形でやっている。あと、その次の段階として、こういうところにないけれども、こういう仕事があればというところを少し区で独自の財政の中で仕事をフォローできるようなあれを見つけていっていただければ。私も今すぐにこれはと申し上げられないで申し訳ないのですけれども。

改築については、令和8年度の予算の中で教育の思いがどれだけ出てくるかを期待させていただいておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○筒井副委員長

私からウェルビーイング教育についてお聞きしたいと思います。先ほども、のだと委員からご質問が

ありました、重点施策。1番目なので、非常に重要なことかと思うのですけれども、結局、先ほどのご説明でも、具体的にどのようにやっているのか、少しなかなかつかみづらかったのですが、各教科に合わせて、ウェルビーイングについて教えてください。どのようにやっていくのか。副読本とか副教材とかを準備するのか、それとも口頭で、これはウェルビーイングのことについて学んだとか、そういうように教科の流れに合わせて、そこまで、時間の比重をかけずにやっていくのか、どのように進めていくのか、現時点で分かる範囲で教えていただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

具体的には、ウェルビーイングを考えていったときに1つの指標を考えています。例えば自分自身に關することで、自己の探求や理解であったり、自己受容、自己尊重、自己との調整であったりというような指標、また相手の理解ですとか、相手の受容や尊重といった形で、指標を立てているのですけれども、それぞれの指標について理解を深めていくのが1つの狙いになっています。これは市民科の教科書の中との関連づけで高めていったりですとか、日常の教育活動や教科の中で関連するものがあれば使ったりという形になります。

また、ウェルビーイングを感じる要素がそれぞれで異なっていると思います。例えば自分が何かに挑戦をしているときにすごく幸せを感じるですか、誰かお友達と親しい関係でいるときにすごく幸せを感じるですか、そういった自分が幸せを感じるのはどんなときかを知ることも大切にしています。それを口頭だけではなかなか理解がしづらいので、ウェルビーイングの要素を記したカードが市販品でございまして、こういったものを教材として活用している授業もございます。今年度の9月21日に発行した広報しながわの教育特集号の中でも、一部、ウェルビーイングの理解を深めるための教育活動ということで、例を示してございますけれども、こういった教材を活用しながら、子どもたちが学んでいくものになってございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時10分休憩

○午後2時15分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

3 所管事務調査

一時保護と社会的擁護について

○つる委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月1日の委員会について決定いたしました所管事務調査項目のうち、一時保護と社会的養

護についての調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑および委員同士での意見交換等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、まず理事者よりご説明をお願いいたします。

○長谷川児童相談課長

それでは、私から一時保護と社会的養護について、サブタイトルとしまして、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携・社会的養護の現状と課題について、説明をさせていただきます。

初めに項番1、基本理念と全体の支援フローについてです。本区の児童相談所では、「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念とし、子どもの最善の利益を最優先に、地域全体で子どもと家庭を支えるという考え方に基づいております。そのため、児童相談所と子ども家庭支援センターが連携し、相談の受け付けから支援方針の決定、支援の実施、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援を提供する体制を構築しております。

支援の流れにつきましては、図にありますとおり、地域等からの相談や通告を受けた後、必要に応じて、児童相談所がリスクアセスメントを行い、一時保護の要否を判断いたします。その上で緊急性や重症度が高くないと判断した場合には、子ども家庭支援センターとオンラインにより合同で援助方針等を決定する会議を開催し、支援内容や役割分担を決定いたします。一方、緊急性や重症度が高いと判断した場合には、児童相談所が対応いたします。

項番1の（2）に記載の内容になりますが、児童相談所では、児童福祉法および児童虐待防止法等の権限に基づき、家庭状況の調査やリスクの判断を行い、その上で一時保護や里親委託などの代替養育が必要と判断される場合にはその対応を進めます。その後、家庭復帰が可能なケースにつきましては、児童相談所と子ども家庭支援センターが情報共有し、役割分担を明確にした上で支援を行います。また、家庭復帰が難しいケースにつきましては、自立支援に向けた支援を継続して実施いたします。

このように各段階において必要な情報共有と役割分担を明確化し、（3）に記載のとおり、特に一時保護から家庭復帰後の支援において、切れ目のない支援体制を構築しているところでございます。

次に、項番2、支援フロー概要についてです。虐待相談に対する取組として、品川区児童相談所の開設に伴い、児童虐待の通告窓口を児童相談所に一元化し、緊急性が高いと判断した場合は、児童相談所が即座に対応するなど、初動対応の迅速化を図っております。

続いて、図の説明は、先ほどの説明と一部重複しますが、左側が児童相談所の流れ、右側が子ども家庭支援センターの流れとなっております。子ども本人、保護者・家族、近隣・知人、関係機関からの相談・通告を受け、児童相談所では受理会議や緊急受理会議および子ども家庭支援センターとの協議を行い、支援、調査につなげてまいります。一方、子ども家庭支援センターでも同様に、相談・通告の受け付け、受理会議、緊急受理会議を経て、調査、支援につなげています。児童相談所と子ども家庭支援センターは、合同会議により対応機関の決定や支援の調整を行っております。その後、援助方針会議を経て、一時保護、支援実施へと進みます。

続いて、資料下段の一時保護から代替養育へでございます。まず、一時保護とは、子どもの安全を確保する必要がある場合に、児童相談所が子どもを一時的に保護し、心身の安定を図るための措置でございます。家庭の状況を見極めるための調査期間としての意味も持っております。その上で（1）から（3）に沿ってご説明いたします。

一時保護期間中には、家庭状況の調査、子どもの心理、医療評価などを実施し、今後の支援方針を決

定いたします。必要に応じて児童養護施設や里親等の代替養育の場の確保を行い、適切な受入れ体制を整えます。また、一時保護所では小学生以上の学齢児、特に高年齢女子の定員超過が課題であると認識しております。

続いて、資料右側に移り、家庭復帰・自立支援段階です。家庭復帰時、児童相談所と子ども家庭支援センターが合同ケース会議を開催し、支援計画を共有いたします。家庭復帰後は児童相談所が中心となり、家庭訪問、学校連携、地域見守りを継続します。自立期には、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点への継続支援を行います。

次に、項番3、社会的養護の現状と課題についてです。まず、（1）に記載の社会的養護を必要とする子どもとは、保護者による養育が何らかの理由で十分に行えず、子どもの安全や成長を家庭の中だけで確保することが困難な場合に、社会が代わって養育や保護を行う必要がある子どもを指します。具体的には、虐待やネグレクトが疑われる場合のほか、保護者の病気、入院、精神的な不調、経済的困難、DVからの避難など、保護者が子どもを適切に養育できない状況にあるケースも含まれます。また、家庭での状況が不安定で、子どもの心身の発達や情緒面に明らかな影響が生じている場合、あるいは将来的に重大なリスクが見込まれる場合も対象となります。こうした子どもたちに対しては、児童相談所による一時保護、里親家庭、児童養護施設での養育など、子どもの最善の利益を確保するための支援を社会全体で提供していく必要があるという考え方方が社会的養護の基本となっております。区には里親等に委託している子どもが18人、児童養護施設や乳児園に措置している子どもが64人ますので、現状82人の子どもが社会的養護を必要としております。（2）では、一時保護所の平均入所率を記載していますが、小学生以上の学齢児が男女共に定員を上回る状態が続いていることをお示ししております。（3）では、里親登録数として、養育家庭、19家庭、養子縁組里親として17家庭である旨、（4）では、区が委託しているフォースターリング機関と連携し、里親制度説明会に18人、里親研修を7回、開催した旨、それぞれ記載してございます。

その下、社会的養護に関する主な課題としては、次の4点を挙げさせていただきました。まず、（1）として、特に中高生女子の受入先確保が挙げられます。一時保護所および児童養護施設において、中高生女子の受入れが慢性的に逼迫している状況が続いており、安定した受入れ体制の構築が必要だとなっています。次に、（2）として、家庭復帰後の継続的な支援体制の強化が課題でございます。家庭に戻った後も、子どもと保護者双方が安定して生活できるよう、切れ目のない支援の充実が求められています。（3）として、支援の要である児童福祉司の人材育成とさらなる専門性向上を継続して図っていかなければなりません。（4）として、発達課題のある子どもへの適切な受入れ体制の確保でございます。発達特性に応じた支援を提供できる受入先が不足しており、より専門的な対応が可能な体制整備が求められております。

次に、項番4、家族再統合支援と再発防止の取組についてです。まず、家族再統合支援についてです。施設等への措置児童の家庭復帰について、家族がどのような状態にあるかを評価するため、ヒアリングシートに基づき判断いたします。子どもの心身の状況や家庭環境の変化、保護者の養育力の回復状況などを多面的に評価し、家庭に戻ることができる子どもたちにとって、安全で適切であるかを慎重に判断しています。また、児童相談所は子どもと保護者の面会交流、外泊支援を行い、子ども家庭支援センターとともに代型の情報共有により、連携して支援いたします。面会や交流、段階的な外泊を通じて、親子関係の再構築を図るとともに、家庭での生活に向けた準備を進めてまいります。その過程では、児童相談所と子ども家庭支援センターが同席しながら確認・共有するのり代型の方法で、必要な情報を確

実に共有し、双方が同じ認識で支援に当たる体制を整えております。

次に、再発防止についてです。在宅支援児童に対しては、要保護児童対策地域協議会ケース会議である個別ケース会議を定期的に開催します。関係機関が集まり、子どもの状況や家族の課題を共有し、支援方針を見直しながら継続的なフォローを行っております。また、学校、保健センター、児童センター、子ども食堂等と情報共有し、支援の抜け漏れ防止を図っております。地域で日常的に子どもと接する機関とも連携し、気になる変化や困り事が見過ごされないよう、早期に把握、介入できる体制を進めています。複数機関がそれぞれの立場で支援を行うことで、家庭復帰後の生活が安定し、再発を防止できるよう努めているところです。

次に、項番5、重大事案発生時における事例検証です。区では、重大事案が発生した際、家庭の事例検証、Child Death Reviewの考え方を参考に、再発防止策を策定し、共有いたします。CDRは、子どもの死亡や重篤な事案が生じた場合に、関係機関が情報を持ち寄り、背景要因や支援体制における課題を多角的に検証する手法です。本区におきましても、この考え方を参考に、事案ごとに経過や支援内容を丁寧に振り返り、どの段階で何が起きていたのかを明らかにした上で、再発防止に向けた必要な改善策を取りまとめていく方針でございます。（2）に記載しましたとおり、ケース検証から学びを組織全体に還元する仕組みについては、現在、研究を進めているところでございます。個々の事例から得られた気づきや課題を担当レベルにとどめず、組織として活用できるよう、検証結果を共有する方法や、研修へ反映させる仕組みなどが有効であると考えております。

最後に項番6、人材育成と今後の方向性についてです。まず、児童福祉司、児童心理司の専門人材の確保と、OJT、研修の充実が重要となっております。社会的養護を必要とする子どもへの支援には高い専門性が求められることから、専門職の確保に引き続き努めるとともに、現場でのOJTや区独自の研修を通じ、職員が継続して知識、技術を高められる体制づくりを進めてまいります。

続いて（2）、現在策定中の社会的養育推進計画完成後は、同計画に基づき、里親委託を強化してまいります。子どもが家庭的な環境で育つことの重要性を踏まえ、里親登録者の拡大や育成研修の充実、フォローアップ体制の強化を図り、家庭養育の選択肢を確保していく方針です。

最後に（3）、区全体で子どもの最善の利益を共有する支援体制への発展を目指してまいります。児童相談所だけでなく、子ども家庭支援センター、学校、保健センター、地域団体などが同じ理念を共有し、より連携のとれた包括的な支援が行えるよう、区全体の仕組みとして発展させていくことが望ましいと考えております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願いします。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。私から何点か質問をさせていただきます。まず、社会的擁護の現状と課題の中で、児童養護施設、乳児院の措置が64人ということですけれども、乳児院の数は幾つになるのか教えていただけたらと思います。

また、専門養育家庭なのですけれども、こちらが通常の養育家庭とどのように違いがあるって、近隣区等もなかなかやはり専門養育家庭は難しいところかと思うのですが、この辺り、どのように考えていらっしゃるのか。というのは、発達に課題のある子どもがやはり今、増えていると思いますので、その辺り、今後どう考えていくのかも併せて教えていただけたらと思っております。

また、家庭復帰後の継続支援体制の強化が課題として挙げられていたと思うのですけれども、こちらは様々、児童相談所の部分であったり、子ども家庭支援センターの部分であったりあると思うのですが、それぞれその子ども家庭支援センターと児童相談所と具体的にどういったところを強化していったらいいと考えていらっしゃるのか、区のお考えをそれぞれ教えてください。

また、再統合支援ですけれども、のり代型の情報共有を行っているということで、それぞれ子ども家庭支援センターと児童相談所と同席をしてというお話があったのですけれども、そののり代型の情報共有はどういう粒度で、どのような形で行われているのかという詳細を教えてください。

○長谷川児童相談課長

乳児院措置児童の数ですけれども、令和6年度の実績で5名でございます。それから専門養育家庭の今後というところになりますけれども、資料右側の3の現状の（3）に記載させていただいておりますが、養育家庭がいわゆる里親になります。専門養育家庭はそこにさらに研修等を積んだ里親という位置づけになります、区内には現状、登録者がゼロになっています。仕組みとしましては、より高度な研修等を受けていただいた方には、月5万円程度の上乗せ給付がございます。その代わり、より支援を必要とする子どもを措置していただくことになりますけれども、現状、研修のハードルが少し高いということ、相当程度、拘束されることから里親の登録が進んでいないという実情がございまして、来年度に向けて、この専門里親をいかに増やしていくかが一つポイントかと思っております。今、財政部門とも協議しまして、この専門里親の増強に向けた方策を練っているところでございます。

それから家庭復帰後の支援と再統合ののり代になりますけれども、やはりその出口の部分が非常に重要なってくるという視点から、家族再統合事業を区において進めさせていただいております。これは主に施設等に措置されている子どもがなるべく早い段階でご家庭に戻れるよう、今、ある課題を多職種の間で捉え、情報共有しながら、家庭にもアドバイスをしながら進めていくというものになりますけれども、その過程におきまして、子ども家庭支援センターも支援会議に同席していただいて、共にお互いの機関から見えている課題だったり景色だったりを共有しながら、その家庭にとって最適な支援を行っていくものという位置づけでございます。

○吉野子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センターとしての役割ですけれども、実際にご自宅に伺わせていただいて、家庭の状況等を調べさせていただきます。それによって、実際に子どもと少し離れたほうがいいという場合であればショートステイであったりとか、あと育児ヘルパーが必要であれば、そういうものを提供するようなことをしております。

○横山委員

先ほど、乳児院措置児童の数が5名ということでお伺いしました。議会でもいろいろ議論になったりしますけれども、乳児の社会的養護まで至らないように、予防的に様々、品川区では政策がとられていると思うのですけれども、保健センターであったりですとか、あとはおむつの宅配ですとか、お米ですか、いろいろ子ども家庭支援センターであったりとかほかの児童相談所以外のところで予防的な取組が行われているので、そうしたところの児童相談所の、例えば一時保護であるとか、そういう措置にいく前の取組の効果は、まだ児童相談所が品川区立になってから1年なので、この後、こういった数字がどのように出てくるか少し分からないですけれども、しっかりとその辺りも区の全体的な施策と、それとあと、今、全体の社会的養護業務の現状であったり、一時保護の現状を見ていただいて、今後の様々な施策に活かしていただきたいと思っておりまして、少しお伺いをしました。

また、課題ですけれども、児童養護施設が区内にはあるかと思いますが、例えば人材確保の部分であったり、課題が多い子どもたちのケアの充実もこれからやはりしていかなければならないと思っております。また、学校でもやはり発達の課題がある子どもが少し増えているので、座っていられなかったりであったりとか、あとはそもそも登校が少しなかなか難しかったり、不登校の状態にある子ども。先ほど、少し不登校の部分の話がありましたけれども、社会的養護の下にいる子どもの不登校というと、また、ほかの一般家庭でお過ごしの子どもともまた別の支援といいますか、ケアみたいなところも必要になってくるのかと思いますので、そういうあたりは教育委員会と連携しながら、しっかりとケアの方向を考えていただきたいと。今、学校の先生方も一生懸命頑張ってくださっていると聞いておりますので、区としてもしっかりとその辺りのケアもお願いしたいと思います。

また、例えばなのですが、社会的養護の下で不登校の状態にある子どもが、これから自立したりですとか、あとは働いていくキャリアプランみたいなところになっていくと、そこもまた少し大きな問題と。課題として私は捉えておりますので、その辺りも認識として共有していきたいと思っております。

また、やはり予防的な関わりが様々必要かと思っています。子ども家庭支援センターでショートステイであったりとか、先ほどもお話がありましたけれども、様々な地域の中での資源があると思うのですが、地域資源がないために、受皿がないので、一時保護をしなければならないみたいなことにならないように、しっかりと予防といいますか、さらに前段階での命の安全教育であったり、または性被害にも加害者にもならないような教育を進めていただいたりですとか、コミュニケーションスキル、例えば対等な人間関係のつくり方を身につけるであったり、またはそもそも人権教育の充実も教育委員会と連携して行っていただきたいと思っているのですけれども、教育と、児童相談所、子ども家庭支援センター、それぞれ考え方を聞かせいただけたらと思います。

○長谷川児童相談課長

今、様々な課題意識を共有させていただきましたけれども、こちらとしましても、特に不登校の部分ですとか、児童相談所のみ、あるいは施設のみでは解決が困難な事例も抱えておりますので、その都度、教育委員会はじめ学校関係者とも協議をさせていただいて、その子に合った支援やアプローチ方法については、個別に相談をさせていただきながら支援をしているところでございます。

また、予防的な関わりに關しましては、要保護児童地域対策協議会等の場も活用させていただきながら、日頃から顔の見える関係を築き、何かあれば相談できるような関係性を日頃からつくっていることで、何かあったときの初動が早くなるですとか、児童相談所としましても、通告を受けてから初動がようやくできますので、そういうところの早い動きをしていきたいということは、要保護児童対策地域協議会の場でもお伝えさせていただいているところでございます。

○吉野子ども家庭支援センター長

不登校の部分ですけれども、こちらは子育て・児童家庭相談というところで実際にご相談を受けております。場合によっては関係機関のほうに連携しているところです。

それから虐待を未然に防ぐというところですけれども、こちらがやはり虐待に至る前の段階というところで、家庭の孤立を防ぐことであったりとか、小さな気づき段階の支援につなぐことが重要であるということは認識しております。令和7年4月からですけれども、3か所の保健センターに地域子ども家庭支援センターを開設いたしました。ここで、妊娠期から支援につなぐというところで、早期発見、早期対応をこちらで図っている状態です。

○丸谷教育総合支援センター長

教育委員会といたしましては、まず各学校が児童生徒の様子をしっかり見取ることが大事だと考えております。校長会や生活指導主任が集まる会議等で、この虐待の未然防止に向けた虐待の発見のポイント等をレクチャーしていただき、実践に活かすということで、何か異変を感じたらすぐに通告するという連携体制は整えています。ただ、様々な家庭状況がありますので、例えばH E A R T Sに子どもや保護者から相談があったときにも、関係機関の1つとしてつなぐこともあります。これからも連携を強めてまいりたいと思います。

○つる委員長

ほかにございませんか。

○まつざわ委員

そもそも論ですけれども、虐待案件が児童相談所に一元化でありますけれども、この表を見て、子ども家庭支援センターの協議ケースと児童相談所の協議ケースがあって、合同会議があって、対応機関の決定と書いてあります。これは結局この会議をどう決めて、どういう方針がこの合同会議の中で行われるのかを少し詳しく教えてください。

○長谷川児童相談課長

虐待の通告窓口を児童相談所に一元化しましたので、一義的に近隣の住民や保護者あるいは学校関係者などからの通告は全て児童相談所に入るのが原則になっています。これが原則になります。ただ、とはいえ、子ども家庭支援センターでも受け付けはいたしますので、両機関が共に虐待に関する通告を受けますが、基本的には児童相談所の窓口が一元化しておりますので、案内としては、児童相談所の窓口で受けることがメインになっています。通告を受けた機関では、それぞれの組織の中で、まず受理会議あるいは虐待であれば緊急受理会議を行いまして、自分の機関で対応できるのであれば、もうそのまま対応いたしますが、並走しているケースであったり、他の機関で持っているケース等であれば、その場で頂ける情報をもらしながら、最速の動きをとっているのが実情になります。この合同ケース会議は、基本的には定例で毎日やっておりますけれども、緊急案件があったときには随時開催することもあります。この会議の場では、こちらでこういう通報が入ったのだけれどもそちらで知っている情報があつたら欲しいということであれば、アセスメントシートに基づき判断したところ、そこまでリスクが高くなないので、子ども家庭支援センターの対応でお願いしたいという場合もありますし、それぞれの場面で使い分けている状況でございます。

○まつざわ委員

一元で受けてから、その協議の中でどうするかと。そうすると、多分、現状、一時保護の場合は男子が15.1%、女子が16.4%ということで、特に中高生の女子の受け入れが課題ですとお聞きすると、例えば本来は児童相談所で受けなければいけない部分もこういうふうに受け切れないと、例えば子ども家庭支援センターに少しお願いするとかいったケースがないのか。要は、受け入れようとしても、もうぱんぱんな場合はどうにもならないではないですか。だから例えばそういった話し合いの中でやはりそういうことが起こり得るのかとか、例えばこうやってもうぱんぱんの状態の中で緊急な課題はどうするのかということと、そうすると、定員の見直しも考えていかなければいけないのかなとか、民間の家との連携、里親になってしまいますけれども、例えば民間の企業との連携であったりとか、病院との連携であったりとか、それでまた発達に課題がある子があるのだったら、専門職の配置であるとか、個別体制であるとか、そこら辺は今、このぱんぱんな現状でどう考えていくのかを教えてください。

○長谷川児童相談課長

様々、お話しいただきました。基本的に児童相談所で対応すべき案件に関しては、全て児童相談所のほうで対応しております。場合によりましては、例えば人手の問題とか即応性が必要な場合に、子ども家庭支援センターと合同会議を開いた上で、共に動くことはケースによってはあるかと思います。ですが、例えば緊急性が高いあるいは重症度が高い場合に関しては、児童相談所がまず動くということを徹底してやっております。

現状、確かに数字上、150%を超える入所率になっておりまして、常に満床を超えておりますので、そこまで余力がある状態ではないというのが正直なところでございます。以前よりお話ししていますとおり、定員に関してはかなりゆとりを持った定員にさせていただいて、各居室2名入ってもまだゆとりある面積がありますので、子どもの権利には一定配慮できていると思っております。ただ、とはいえ、発達に課題のある子どもが入所していることがあるのも事実で、そういう場合に、個室での対応が難しい場合があります。その場合には、静養室を活用したりですとか、所内で工夫しながら可能な限り、対応しています。ただし、難しい場合や例えば加害被害の関係等により同じところに置けない場合は、特別区と東京都の間で協定を結んでおりますので、広域調整ということで、他の児童相談所の一時保護所に措置を委託するというケースもございます。

○まつざわ委員

今、児童相談所内で対応して、東京都とも連携があるということで、安心しました。多分、児童相談所の職員も本当に大変だと思っているのです。だから、東京都と連携があるのであれば、専門職というのではなく、例えば都にもお願いしたり、ケースワーカーを増やしたりして負担を減らす体制は、ぜひつくっていただきたいと思います。

それと最後に自立期、自立支援の中で、卒業した後、どうするかというときに、旗の台の施設に行つたときも巣立って、そのまま全く連絡がとれなくなってしまうというケースが非常に多いというのを聞いて、私もすごくショックだったのですけれども、そういうことがないように、例えば住むところ、働くところ、そういう分野に特化した民間との連携も強化をしていく必要があるのかというと、子ども食堂と再発防止。子ども食堂と情報共有して、支援の抜け漏れ防止を図るとありますけれども、学校側と子ども食堂と情報共有と。子ども食堂も十数つある中で、だから情報共有をして支援の抜け漏れ防止を図るとあるけれども、結局、そのルール、マニュアルはあるのかというのが少し疑問なのですが、それを教えてください。

○長谷川児童相談課長

まず、ケースワーカーの数に関しましては、現時点で適正な数を確保しておると考えておりますが、法令上、虐待対応件数から算出する部分と、区独自で算出する部分がございますので、適正な数を今後も確保していきたいと思っております。

子ども家庭支援センターとの情報共有ですか、あるいは学校、保健センター、児童センターとの情報共有は、支援の抜け漏れ防止という意味では非常に重要な部分になっています。児童相談所としては、関係機関の気づきがあって初めて認知できる部分がございますので、まず、気になる児童がいたら、その都度、こちらにお知らせいただきたいことと、一度関わった以上、支援が終わったからといって、児童相談所の関与がなくなるわけではないので、安定して地域での生活が送れているかどうかや、その後の継続した支援が行えるかどうかということは、関係機関と連携をとっているということになりますので記載させていただいております。

○柴田子ども施策連携担当課長

私は、施設を卒業した後、里親から措置（委託）解除になった後の自立に関するお答えさせていただきます。区といたしましては、ちょうど今月から、社会的養護自立支援拠点事業を始めておりまして、概要といたしましては、民間の事業者に委託して、いつでも相談、それからお仕事ですとか住むところに関して相談に乗ってくれるという伴走支援の事業となっております。こちら利用に当たっては、措置（解除）が予定されている子どもに、早めにこの事業を周知して、施設にいる間、里親にいる間から認識をしていただく。また、委託先の職員と打合せをしながら、卒業後、卒園後の生活について考えていく取組を始めたところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

区立児童相談所になって、様々大変なことがあるところ、このような形できちんと整理していただいだ、本当に大変だと思います。

3番の課題ですけれども、もちろんの児童相談所の中で、先ほど可能な限り、所内とかいろいろなことをおっしゃって、しっかりとやられているのですが、やはり財政面や、あるいは施設、整備の面からすると、区のほうの企画なり財政に働きかけて、そちらの方面での体制の整備が必要になってくると思うのですけれども、そういう面についての当局との働きかけ、リクエストはどうなっているのでしょうかというの1つ。

それから、もう1つは6番の人材の話があるのですけれども、それに関連して、都立の児童相談所が幾つかあったわけですが、その中でやはり職員の方がバーンアウトして、なかなか継続できずに退職される方も多くいらっしゃったとお聞きしているのですけれども、現状、職員の方は非常に大変な中、お仕事していただいていると思うのですが、育成とかそういった前の段階のシステム上、どうとかという中のそういう職員の方への支援はどういう形でやられているのかお尋ねします。

それから、少しもしそういう例がなければあれなのですけれども、他自治体から引き継いだ方あるいは他自治体に引き継いだ方、そういったところのそこでいろいろ悲しい事件が起きたりしているのですけれども、受理会議とか、そういうところでやられているのが少し私は分からぬのですが、円滑に、漏れなくしっかりとやっていただけていると思うのですけれども、その辺りの対応はどうなっているのか、お尋ねします。

○長谷川児童相談課長

まず、財政や施設整備に関するリクエスト状況で、以前にもお話しいただいたかと思うのですけれども、その後、特にこちらからまた新たに財政課に話しかけることは特段してございませんので、区全体の調整の中で話は進んでいくものと認識しております。

それから、育成前の職員の支援と思いますけれども、当然、新設児童相談所になりますので、配置している職員は任期付職員や経験者採用、そのほかに異動職員それから新人職員という構成になっておりまして、どうしても任期付や経験者採用職員に頼らざるを得ない実情がございます。新人職員や異動職員の育成に関しましても、一義的には経験者、任期付のベテラン職員からの育成がメインになっております。また、研修を多数、組んでおりまして、その研修を受講していただいているのと、あと会計年度任用職員で人材育成強化専門員ということで特別な職を設けておりまして、他の児童相談所で主に児童福祉司として長年経験された方を、会計年度任用職員として雇用しております、その方に主に係長の

サポートもそうですけれども、係全体のサポートもしていただいているので、そういう支援体制を組んでございます。

それから最後の他自治体から引き継いだ事例ですとか、そういうのも含めてあるかというところなのですけれども、これは日常的にこういう事例はございまして、情報提供で終わる部分もあれば、実際に引継ぎというケースももちろんあります。これは全国ルールというものがございまして、全国統一の基準、統一のやり方で、その事例の引継ぎをしていきますというのが、ますありますので、その全国ルールに基づいて運用しているのが実態でございます。

○高橋（し）委員

施設の課題のところは、様々な施設という話は今、お答えのとおりだと思うのですけれども、例えば中高生女子の受入先確保とか、課題のある子どもへの適切な受入れ体制の確保とか、やはり児童相談所だけではなかなかいかないところがあって、やはり当局にも財政的な形が必要だと思うので、そういうところも含めて、ぜひ働きかけていっていただきたい。そして区全体として、児童相談所をどうしていくかというか、こういった児童相談所に関わる子どもたちをどうするかということを考えるような風土といいますか、それがやはり今まで都がやっていた部分があるので、区全体としてどのようにするか意思疎通を持っていっていただくと非常にいいと思うのですが、最後、その点だけ。

それから、あと、ほかはその部分で、引継ぎとともにしっかりとやられているということですし、あと、職員の方、いろいろ本当に苦労されていると思うので、ぜひフォローとか支援の体制をお願いします。

○長谷川児童相談課長

中高生の受入れから始まって、全庁的な意識、風土の醸成というところでお話しいただきまして、確かに中高生の受入先の確保が本当に課題になっている中で、今、東京都と特別区の間で、先ほど申し上げたとおり、協定を結んでいて、お互いに施設を利用し合えるというメリットがある一方で、例えば単独の区で設置した場合であっても、他の特別区や東京都の割愛協議を受けるというところでは、一概にメリットだけがあるわけでもない中で、品川区として、どう施設面での折り合いをつけるかというところは本当に課題だと思っております。我々所管としては、目の前にある支援に一生懸命注力をしまして、事故が起こらないよう、職員の連携を強めているところである一方で、以前、企画サイドにも情報は提供しておりますので、全庁的な検討の場で議論されるものだと認識しています。

○つる委員長

ほかにございますか。

○のだて委員

課題のところで、中高生女子の受入れ先確保ということで出ておりますが、いろいろ都や他区との連携もできる、そこら辺もメリット、デメリットあるというお話でしたけれども、他区とか都でも、一時保護所がいっぱいになっているということはないのかというのがあるのと、その状況を考えると、今後、区としても、一時保護所を増設となるのか、定員を拡大していくということになるのか、フェーズを広げるということも考えていかなければいけないのかと思うのですが、そのところを伺いたいと思います。

あと、発達に課題のある子どもが増えているということで、実際、今、そうした子どもは何人ぐらいにいらっしゃるのか。そこをまず伺います。

○長谷川児童相談課長

定員拡大あるいは施設増設に関しましては、先ほど高橋委員にご説明したとおり、全庁的な議論の場

で検討されていくものだと捉えておりまして、私どもとしては、まず目の前にある子どもたちの支援に全力で注力しているという段階でございます。

それから発達課題のある子に関しましては、一時保護所の特性上、子どもがずっといるというものではなく、極端な言い方をすると、日々、子どもが入れ替わる施設ですので、申し訳ありませんが、こういう統計はとっておりません。ただ認識的には気になる子どもは一定数いるかというところでございます。

○原品川区児童相談所長

発達課題のある児童について、少し補足的に説明させていただきます。いわゆる発達障害といえるようなカテゴリーにある、例えば持って生まれた、生まれながらにしてとかというような子どもも決してゼロではありません。それ以上に、やはり生まれてからの生育家庭において、いわゆる児童虐待というような子どもにとって非常に好ましくないような家庭環境の中で長年育ってきた中で、痛み、傷ついた結果、発達障害のような行動といいますか、そういったことになってしまう、あるいは自分の気持ちを言葉で表現できないとか、そういうような、一言で言ってしまえば愛着障害。発達障害というよりは、愛着障害というようなことで、自分自身も非常に苦しい思いをしているというような子どもが、実は品川区にも相当数いるということが児童相談所開設後に改めて実感しているところであります。

○のぞたけ委員

発達に課題のある子どもの受け入れも全般的に議論していく必要があるということなのですか。今、区の考えがあれば伺いたいと思います。

それと、今、里親ですか児童養護施設、乳児院に入っている方が82人ということで、ここでも区内には乳児院はないと思うのですけれども、こうした施設の増設も区内で整備していくことも必要なかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○長谷川児童相談課長

発達に課題がある子ども、あるいは今、所長がおっしゃったとおり、アタッチメントの課題がある子どもですか、あるいはいわゆるトラウマ、インフォームド・ケアの対象になる子どもは結構いらっしゃいます。ただ、これに関して全般的な議論を経て、何か道筋であるとか、解決に向かうという性質のものではないかなと思っています。あくまでも先ほどの定員拡大であるとか、いわゆる増設のきっかけの一つとして、そういう子どもが多数いて、個別にケア、支援していくかなければならないというところで、全般的な議論にはなるかとは思っておりますが、それがメインテーマにはならないと思っております。

もう1つ、施設の誘致というお話かと思いますけれども、これも先ほどの答弁と重なりますが、特別区と東京都で、いわゆる協定を結んでいる関係上、区にたとえ設置したとしても、区がその施設を独占利用できるわけではなく、割愛の対象になってしまうというところでは、なかなか判断としては難しいと思っています。そもそも今、児童養護施設の担い手が足りていないというところと、家庭養育優先の原則がある中で、施設も小規模化していくというところがありまして、どちらかというとグループホームを増やしていく流れがある中で、児童養護施設という施設を誘致することの難しさも一方ではあると捉えています。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○つる委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、高橋しんじ委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申し出がございました。

質問項目は、えのした議員の一般質問の「教員のなり手不足等に関する質問」の中から、「区費の時間講師について、交通費や報酬等の待遇について」でございます。

これより所管質問を行いますが、申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、高橋しんじ委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして、質問をお願いいたします。

○高橋（し）委員

えのした議員の質問のところです。区費の時間講師の交通費をというところで、答弁で、区費講師の交通費について前向きに検討するというご答弁でした。具体的に現状のところだと思うのですが、現時点で交通費をどのような形で、区費の時間講師の方に支払っていくのかの考え方。ほかの自治体や東京都の例もありますので、その点から。

もう1つは、東京都の都費の時間講師あるいはほかの区でも港区や杉並区では経験年数が積み重なれば時給もアップしていくという報酬の表を、港区、杉並区はほぼ東京都に近いのですが、経験年数と需給の関係について、現状は2,680円で一律なので、その点についてどのように改定していく考えがあるか、お尋ねします。

○酒川指導課長

現状でございますけれども、現在、実費支給に向けまして、関係課と協議、調整を図っているところでございます。経験年数の加味については、今のところ、検討の俎上に載ってございません。

○高橋（し）委員

交通費に関しては実費支給で、もちろん、上限があるのだと思いますけれども、もしその点があれば。東京都は今年度の4月から、1日、7,100円と改定されたとお聞きしているのですが、その辺りの上限。なぜそんなことを言うのかというと、やはり幅広い遠いところからでも来ていただける部分がないと、やはり応募を拡大するためにも必要なことだと思っているので、その点です。

それから、経験年数は、現在のところですと、これは考え方方が幾つかあるので、経験年数の高い方で何らかのご事情で離職された、区費の時間講師をしようと。例えば10年、15年やられた方が区費の時間講師をやろうとしたら、今的一律の金額からすると、やはり経験や資質からすると、ほかの自治体なんかと比べてしまうと報酬が低くなってしまうということで、非常に資質の高い講師の方を採用するためには、そういったことも必要と思うのですが、経験年数と時給との関係についても、もう一度、伺い

ます。

○酒川指導課長

上限については、東京都の状況ですとか、他自治体がどういった設定をしているかと研究した上で、品川区としてどのように設定していくか、検討していく予定でございます。

また、経験年数でございますけれども、今のところ、経験年数を加味すると、経験年数の浅い任用中の講師の報酬額が下がるといった課題もあるところから、これは絶対に実施しないということではございませんで、今後、まずは交通費の実費支給をした結果、どのようになった等々の成果を踏まえて、どのようなことで雇用できる質の高い講師を確保するために何ができるかということについては、また、検討の余地があると考えてございます。

○高橋（し）委員

交通費は今、お話のあったように、東京都、他自治体等を見て、少なくとも同等かあるいはそれ以上の状況にしていただきたいというのが1つです。

2つ目の経験年数は今、おっしゃったとおり、やはり1年目、2年目の方にとっては時給が高いわけです。ただ、それは交通費も含めてということであるので、そこは、東京都のとおりにしてしまうと、1年、2年の方は低くなるわけです。幾ら交通費があったとしても、トータルでどうなるかというところがあるわけです。そこはケーススタディしていただきて、経験年数の浅い方も一定の、それはもう資質に応じてやはり報酬は高くなるべきだと思うので、あまりそういった、まだ経験も浅いのにすごく高くするのは、もちろんそういった趣旨から外れますので、ある程度、そこはカバーできるような形で、経験年数を加味した報酬についていただきたいと思います。検討するというお話だったので、それは今すぐはまず交通費で、経験のほうは、まだ来年度はそこまでいかない認識でよろしいでしょうか。

○酒川指導課長

おっしゃるとおりでございます。やはり財政的な課題もあると思っていますので、どのような人を配置していくのが最適かという、総合的に判断する中で検討していくことになろうかと思っております。

○高橋（し）委員

もちろん、品川区の学校で教育、教鞭をとりたいという方に来ていただくというのが第一で、そのときに、あれ、少しこれではとならないように、ぜひそういった熱意を持った方が品川区の学校でお仕事をしていただけるような待遇にしていただきたいと思います。

もう1つは、本当に管理職の先生方が、時間講師を探すのに大変苦労しているので、それはもうご存じだと思うので、そこがやはり先ほど前の話題にありましたけれども、授業に穴が空いたりといったことになってしまいますことにつながりますので、ここはぜひ教育委員会の後半に先ほど思いという話がありましたけれども、思いをしっかりと財政的なところ等、進めていっていただきたいと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかの委員はよろしいでしょうか。

○のだて委員

会計年度任用職員の時給の問題で、私たちも全体としてということですけれども、長年勤めても給料が上がらない問題を指摘してきました。やはり、先ほども高橋委員からありましたけれども、経験年数を積んでいけば、より充実したものが提供できるということになっていくと思いますので、ぜひ、そこ

は私からも時給アップをしていくことを求めたいと思います。

○つる委員長

ほかの委員はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかになれば、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○つる委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、Side Booksにて配付の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(3) 委員長報告

○つる委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○つる委員長

次に、(4)その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後3時12分閉会